



自動車保険 一般用

一般自動車総合保険

事業活動にかかわる自動車のリスクをカバー！



自動車事故のリスクに 選べる補償でぴったりの安心



事業者の皆さまをトータルサポート！



事業活動に伴うリスクやニーズに応じた自動車保険で「3つの安心」をご提供！

- 豊富なリスクマネジメントサービスで安心
- 万一の事故の場合も「スムーズな事故対応」と「充実のロードサービス」で安心
- 事業活動にあわせて選べる補償プラン

二輪自動車および原動機付自転車は「自動車保険・一般用」でご契約いただけます。

三井住友海上は『自動車保険・一般用』で3つ

もうひとつ
上の安心
1

豊富なリスクマネジメントサービスで 安心をお届けします。

企業の効果的な事故防止取組には、リスクマネジメントサイクルに基づく対策が不可欠です。
お客さまの実態・ニーズに応じた事故防止取組を全面的にサポートします。

<リスクマネジメントサイクル>



当社の自動車リスクマネジメントサービスは、MS&ADインシュアランスグループのMS&ADインターリスク総研株式会社が実施します。

スマートフォン用アプリを活用したリスクマネジメント

安全運転支援サービス



従業員の方にはスマートフォン用アプリを活用した「運転力」診断を、企業の管理者の方には診断結果等を集約したレポート等をご提供することで、企業の安全運転取組を支援するサービスです。

睡眠状況の分析・管理サービス



従業員の方の睡眠時無呼吸症候群など深刻な病気に繋がる可能性のある「いびき」の状態をスマートフォンでチェックできるサービスです。

もうひとつ
上の安心
2

万一の事故や故障のときも 万全にお客さまをサポートします。

スムーズな解決に導く事故対応

年間約2,518,000件
1日あたり約6,900件の
解決実績
<2018年度>

保険金お支払センター 専門スタッフ
約6,000名(2019年4月現在)



事故の発生から解決まで、高度な知識を持ち、多くの経験を積んだ専門スタッフが、チーム一丸となって迅速に対応します。

充実のロードサービス

おクルマQQ隊 国内ロードサービス拠点

約4,300か所
(2019年4月現在)



24時間365日体制で
お客さまのトラブル現場へ出動!

事故や故障等で車が動かなくなった場合は、現場での応急処置やレッカーけん引など、充実のロードサービスをご提供します。

もうひとつ
上の安心
3

事業活動にあわせて選べる補償プランを ご提案します。

多くの方のニーズに応える **基本的な補償** をセットし、事業活動にあわせて **オプションの特約** を追加できます。

基本的な補償

- 相手への賠償
- おケガの補償
- お車の補償
- ロードサービス
- その他の自動セット特約

オプションの特約

各種特約

事業活動に伴うリスクやニーズに応じてお選びいただけます。

※お車の補償の特約、その他の特約、事業者にかかわる補償の特約からお選びいただけます。

の「もうひとつ上の安心」をご提供します。



事業活動のリスクは、千差万別。

だから私たちは、豊富なリスクマネジメントサービスと事業活動にあわせて選べる補償プランをご提案します。トラブルに直面したときは、専門スタッフがチーム一丸となってスムーズな解決に導き、お客さまをお守りします。

これが、三井住友海上が全国約4万店の代理店と共にご提供する、「もうひとつ上の安心」です。

事業活動にあわせた補償で、しっかり守る自動車保険。それが、『自動車保険・一般用』です。

※代理店数〈2019年4月現在〉



三井住友海上は、代理店と共にお客さまをお守りします。

『自動車保険・一般用』をご契約いただく前に

『自動車保険・一般用』は記名被保険者(個人・法人)および用途車種を問わずご契約いただけます。

- ※1 フリート契約、ノンフリート契約のいずれも対象となります。ただし、記名被保険者が個人のノンフリート契約で、ご契約のお車が自家用8車種の場合は、事業にのみ使用のお車に限り契約できます。自家用8車種については、「用語のご説明」P33をご参照ください。
- ※2 二輪自動車および原動機付自転車は『自動車保険・一般用』でご契約いただけます。

ご契約の際にご確認いただく流れ

- 1 お車を運転する方の範囲について
＜運転者を限定する特約と運転者年齢条件の設定＞
詳しい説明は P17
- 2 保険料の決定の仕組みと払込方法等について
＜等級別料率制度・割引・払込方法等＞
詳しい説明は P18 P19
- 3 フリート契約のご案内(お車が10台以上のお客さま向け)
詳しい説明は P20

このパンフレットは、『自動車保険・一般用』＜一般自動車総合保険＞の概要を説明したものです。補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご確認ください。また、ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

※販売用自動車・受託自動車のご契約の場合、取扱いが異なりますので、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

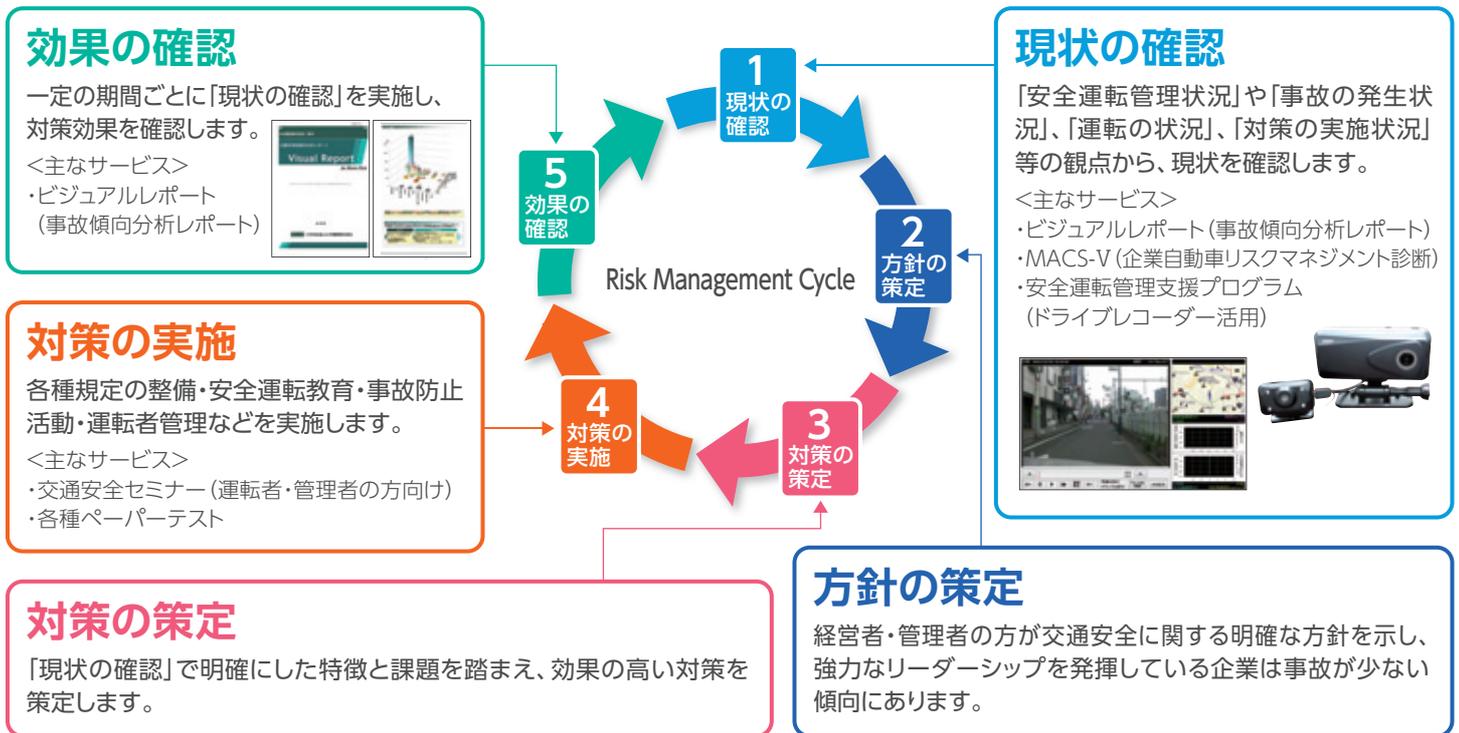


豊富なリスクマネジメントサービス

リスクマネジメントサイクルに基づいた事故防止取組を支援いたします。

企業の効果的な事故防止取組には、リスクマネジメントサイクルに基づいた対策の実施が重要です。
当社では、お客さまの実態・ニーズに応じた事故防止取組を全面的にサポートします。

リスクマネジメントサイクル



三井住友海上はそれぞれのステップで取組をサポートします。

当社の自動車リスクマネジメントサービスは、MS&ADインシュアランスグループのMS&ADインターリスク総研株式会社が実施します。

支援ツール

リスク管理状況の分析をサポート

MACS-V

※企業向け

質問にご回答いただくことで自動車事故に対するリスク管理体制を診断するツールです。診断結果に基づいた対策を提案書でご提供します。



事故防止取組の推進をサポート

安全運転啓発ツール

※個人・企業向け

運転者向けの「事故防止教育ツール」や事故防止取組の推進における雰囲気づくり(無事故・無違反カレンダー等の提供)等のツールをご提供します。

事故防止教育ツール



無事故・無違反カレンダー



事故状況の分析をサポート

ビジュアルレポート

※団体・フリート契約者向け

保険金請求された事故のデータを基に、企業の事故傾向をさまざまな角度から分析し、グラフを用いてレポートにまとめたツールです。



で安心をお届けします。

スマートフォン用アプリを活用したリスクマネジメントサービスを提供します。

スマートフォン用無償アプリを活用した先進的なリスクマネジメントサービスで
お客さまの安全品質の向上とコスト削減をサポートします。

※サービスのご利用にあたり、お申込みを行っていただく必要があります。取扱代理店または当社までお問合わせください。利用料はかかりませんが、通信料はお客さま負担となります。

企業の安全運転をサポート

スマNavi 安全運転支援サービス

従業員の方にはスマートフォン用アプリを活用した「運転力」診断を、企業の管理者の方には診断結果等を集約したレポート等を無償で
ご提供することで、企業の安全運転取組を支援するサービスです。

機能① 『運転力』診断結果の自動集計・分析機能

- 従業員の方が実施した『運転力』診断結果を自動で集計・分析し、全社視点での運転傾向を確認することができ、企業の安全運転指導にお役立ていただけます。

機能② 社有車GPSサービス

- 『運転力』診断アプリを使用中の社有車の位置をWeb上で把握することができ、運行ルート管理の効率化等を図ることができます。

機能③ 教育動画作成サービス

- 『運転力』診断アプリのドライブレコーダー機能で撮影された従業員の方の危険運転映像をWeb上で閲覧できます。
- 危険運転映像は、急加速・急減速に基づき抽出されます。加えてAI映像解析技術により「赤信号無視」や「一時不停止」の映像も自動抽出されます。
- さらに、管理者の方自身のパソコンで、従業員の方への運転指導に活用したい映像を選択するだけで、簡単に「企業独自の安全運転教育動画」を作成でき、研修等でご活用いただけます。



睡眠に起因する事故防止をサポート



睡眠状況の分析・管理サービス

睡眠時無呼吸症候群 (Sleep Apnea Syndrome) は、眠っている間に呼吸が止まる病気で、近年では交通事故や生活習慣病の原因になるとも言われています。『SAS予兆チェックサービス』は、睡眠時無呼吸症候群など深刻な病気に繋がる可能性のある「いびき」の状態をスマートフォンでチェックできるサービスです。

特徴① 定期検診だけではわからない健康リスクをチェック!

従業員の方が各自のスマートフォンで簡単に「いびき」の状態を確認できます(無償)。

特徴② 実施結果レポートをお届け!

企業の管理者の方には、実施結果レポートをお届けします(無償)。

特徴③ 問題解決もしっかりサポート!

状況により、SASスクリーニング検査機関をご紹介します(有償)。



(出典) Findley, L. J., et al. (1988). "Automobile accidents involving patients with obstructive sleep apnea." Am Rev Respir Dis 138(2): 337-340.

従業員のココロとカラダをサポート



ココカラダイアリー

「健康経営」を支援するアプリ!

スマートフォン内蔵のカメラに指先をあて、脈波から自律神経バランスを感知し、ストレス状態を測定します。また、歩数や消費カロリー等の健康データの管理も可能で、管理者の方向けの機能としてデータを集計・表示できるWebサイトをご提供します。



倉庫でのヒヤリ・ハット防止をサポート



リスクハンター

ゲームで鍛えるリスク感知力!

360度カメラで撮影した物流倉庫内の映像を見ながら、荷物の扱い時に注意すべき箇所を探し出すゲーム形式の学習ツールです。従業員の方のゲーム実施結果を確認できる管理者用システムもご利用いただけますので、社内の研修メニューの一つとしてもご利用いただけます。



もうひとつ
上の安心

2

「スムーズな解決に導く事故対応」 万一の事故や故障のときも万全に

事故で不安なお客さまをしっかりサポート!

スムーズな解決に導く事故対応



事故受付センター

事故は 365日
0120-258-365 (無料)

※お客さまWebサービス、インターネットからも事故のご連絡を受け付けています。

24時間365日対応でお客さまの不安を解消します。

**24時間365日
専門スタッフが受付**

事故で不安なときでも、お電話で状況に応じて丁寧にアドバイスします。



**夜間、休日でも、
安心の初期対応を実施**

お客さまのご要望に応じて、相手の方や医療機関、修理工場やレンタカー会社などへ、ご連絡いたします。



事故対応

全国に**174**か所の拠点網! (2019年4月現在)

保険金お支払センターをすべての都道府県に配置!
お客さまのおそばで、安心の事故対応を行います。



保険金お支払センター

専門スタッフ 事故の解決にあたっては、チーム一丸となってお客さまの信頼にお応えします。

示談交渉サービス

お客さまに代わって相手の方との示談交渉を行います。

紹介ネットワーク

独自のネットワークを活かしてお客さまをサポートする弁護士等をご紹介します。

入院まごころ訪問

ご要望に応じてお客さまのもとをご訪問し、不安な点などにいち早くお応えします。

安心コール・安心レター

対応の経過をお客さまに定期的にご報告して安心をご提供します。



技術アジャスター

科学的・工学的な根拠に基づいた「お車の損傷状態」および「事故状況」の確認等を行い、事故の早期解決をサポートします。



医療アジャスター

医学的な根拠に基づいた「治療内容」および「ケガの状態」の確認等を行い、事故の早期解決をサポートします。



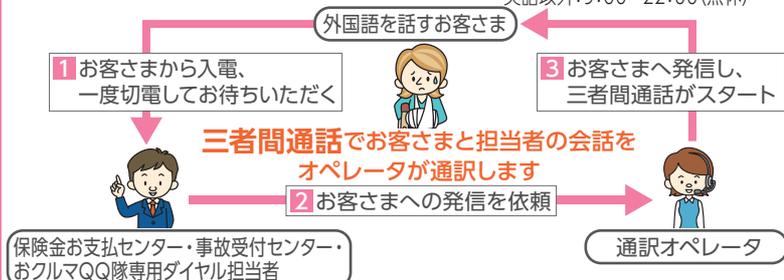
外国語を話す方、聴覚に障がいをお持ちの方にも安心のサービスがあります!

三者間通話 (同時通訳) サービス

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語等に対応

お客さま・当社担当者・通訳オペレータの三者が電話回線を同時接続し、会話することで、スムーズな事故対応が可能となります。

事故受付センター・おクルマQQ隊専用ダイヤルの対応時間 英語:24時間(無休)
英語以外:9:00~22:00(無休)

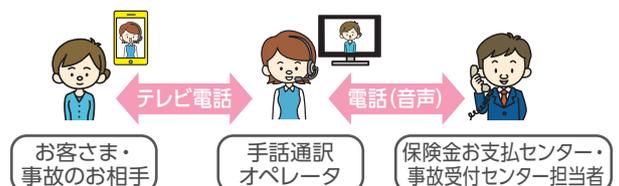


手話通話サービス

※おクルマQQ隊専用ダイヤルは当サービスの対象外となります。

テレビ電話を通じてお客さまとオペレータが手話でやり取りし、それを同時にオペレータが当社担当者へ電話(音声)にて通訳します。リアルタイムにコミュニケーションを図るため、スムーズな事故対応が可能となります。

事故受付センターの対応時間 8:00~21:00(無休)



と「充実のロードサービス」で お客さまをサポートします。



事故や故障でお車が動かない時もしっかりサポート!

充実のロードサービス

ご注意ください

- おクルマQQ隊はロードサービス費用特約をセットしたご契約に提供します。
- おクルマQQ隊をご利用の際は、必ず「おクルマQQ隊専用ダイヤル」にご連絡をお願いします。

おクルマQQ隊

専用ダイヤル **0120-096-991** (無料)

おクルマ QQ 隊

詳しい説明は

➔ P27~28

24時間365日充実のロードサービスをご提供

専用ダイヤルのオペレータが、全国の提携業者に現場へ急行するよう手配して、トラブル解消をサポートします。

故障だ! 車が動かない、どうしよう・・・

突然の故障・トラブル・ガス欠でも、業者がかけつけ応急処置を行います!

応急処置

おクルマQQ隊
故障トラブル・
ガス欠QQサービス

サービス
内容

1回限り(注)



バッテリー上がり時
のジャンピング

(注)保険期間中それぞれ1回(保険期間が1年を超える長期契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回)のご利用に限りです。

1回限り(注)



ガス欠時のガソリン補給
(10リットルまで)

1回限り(注)



キー閉じ込み時の
ドアの解錠

1回限り(注)



パンク時のスペア
タイヤ交換

上記以外に、
現場で30分以内に完了する
応急修理・軽作業もサービスの
対象となります!

修理工場までレッカーけん引が必要になった・・・

レッカー けん引費用 など

おクルマQQ隊
レッカーQQ
手配サービス

レッカー業者がかけつけ、
レッカーけん引をトータルサポート!

レッカーけん引は、約500km(注1)まで対応!!



レッカーにかかる次の費用をロードサービス費用特約でお支払いします。
なお、ご自身でレッカー業者を手配した場合も対象です。

①運搬費用	・修理工場までのレッカー費用 ・落輪したお車をクレーン等で引き上げる費用	30万円(注2)を限度に補償
②修理後搬送費用	修理後にご自宅までお車を搬送する費用	②③を合算して 15万円を限度に補償 ※③のみ自己負担額1,000円あり
③修理後引取費用	修理後にご自身でお車を引き取るための交通費	

(注1) 提携しているロードサービス提供者における、自家用8車種かつ、車両区分が普通車に該当する場合の実績に基づく当社試算です。実際の作業内容や車種、車両の重量等により、レッカーけん引距離が短縮し、自己負担が発生する場合があります。
(注2) 車両保険をセットする場合は、「車両保険金額の10%、または30万円」のいずれか高い額となります。

宿泊費用 移動費用

お車がレッカーされても安心!
宿泊費用や移動費用をサポート!



お車がレッカーされた後、宿泊した場合や自宅・出発地までタクシー等で移動した場合に、次の費用をロードサービス費用特約でお支払いします。

①臨時宿泊費用	お1人につき15,000円まで補償
②臨時帰宅・移動費用	お1人につき20,000円まで補償(自己負担額1,000円あり)

※おクルマQQ隊の「宿泊サポートQQサービス/移動サポートQQサービス」で、近隣の宿泊施設や移動に必要な公共交通機関、タクシー会社をご紹介します。

宿泊費用・移動
費用・レンタカー
費用を対象外と
する場合は、
移動費用対象外
特約をご用意し
ています。

ご契約のお車
が自家用8車種
の場合のみ

毎日お車を使う方も安心!
お車を修理中のレンタカー費用をサポート!



事故や故障等でお車が走行できなくなった場合に、レンタカー費用をロードサービス費用特約でお支払いします。

レンタカー費用	1日あたり7,000円(注)まで補償
---------	--------------------

(注)レンタカーの借入日数は、以下を限度として補償します。

- ①衝突・接触等の事故の場合:最大30日間
- ②故障・走行障害の場合:最大15日間

事故の際、走行ができなくなった場合に限らずレンタカー費用を補償するレンタカー費用特約 P14 もご用意しています。

ご契約のお車が特殊車両等の場合のレンタカー費用を補償するレンタカー費用特約(特殊車両等用) P14 もご用意しています。

ロードサービス費用特約により保険金をお支払いしても、継続契約の等級は下がります。

右記の場合にはロードサービスをご利用いただけません。

- 自然災害等により、ロードサービスを提供する者が、ロードサービスの提供が困難と判断した場合
- 専用ダイヤルへの入電が一時的に集中したことにより通話ができない場合 等

個人のお客さま向け

当社のスマートフォン用アプリ「スマ保」から、スムーズな事故連絡・ロードサービスの手配が可能です!!



当社への事故連絡がカンタン!

画面をタップすることで、事故受付センター、おクルマQQ隊専用ダイヤルへ簡単に連絡できます!

位置情報を自動送信!(注)

GPS位置情報の自動送信が可能です。
見知らぬ土地での事故・故障時もこれで安心!

「スマ保」のダウンロード(無料)はこちらのQRコードから

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



(注)ご契約の証券番号も自動送信されます。ただし、当社「お客さまWebサービス」のユーザーIDをご登録いただいている場合に限りです。

相手への賠償

おケガの補償

お車の補償

豊富な **オプションの特約** で事業活動

多くの方のニーズに応える基本となる補償・特約をセット **基本的な補償**

相手
への賠償

P9

相手にケガを
させてしまった場合に

対人賠償保険



相手のモノを壊して
しまった場合に

対物賠償保険



相手のお車の修理費が
時価額より高くなった場合に

対物超過修理費用
特約^(注)



(注) 対物賠償保険付き契約に自動セットされます。ただし、「記名被保険者が法人」または「ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車」の場合は、任意にセットできます。

おケガ
の補償

P10~11

ご自身や同乗者の
ケガの治療費に

人身傷害保険



ご自身や同乗者の
入院時などの当座の費用に

傷害一時金
(1万円・10万円) 特約



ご自身や同乗者が入院したり、
重い障害が残ってしまった場合に

入院・後遺障害時における
人身傷害諸費用特約



お車
の補償

P12~13

ご契約のお車の修理費に

車両保険



一方的に追突された場合などで、
相手から修理費を受け取れないときに

車両保険無過失事故特約
ノンフリート契約のお客さま向け



ご契約のお車が全損になった場合の
廃車や買替時の諸費用に

全損時諸費用特約



ロード
サービス

P6

ご契約のお車が
動かなくなってしまった場合に

ロードサービス
費用特約^(注1)^(注2)



当社のロードサービス
おクルマQQ隊のサービスを
あわせてご提供します。

(注1) ノンフリート契約の場合は自動セットされます。ただし、対人賠償保険のみセットする場合は、任意にセットすることができます。対人賠償保険のみセットする場合でご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の際は「移動費用対象外特約」が自動セットされます。
(注2) フリート契約の場合は任意セットです。

その他

自動セット

P29~32

友人や知人などから
借りたお車で事故を
起こしてしまった場合に

他車運転特約



友人や知人などから
借りたバイクで事故を
起こしてしまった場合に

他車運転(二輪・
原付)特約



ご契約のお車の修理中などに
借りたお車で事故を
起こしてしまった場合に

臨時代替
自動車特約



ご契約のお車の欠陥や
不正アクセス等による
事故が起きた場合に

不正アクセス・車両の欠陥等
による事故の被害者救済
費用特約



心神喪失等により
運転者に賠償責任が発生
しない事故が起きた場合に

心神喪失等による
事故の被害者救済
費用特約



基本的な補償とは、事故にあわれた場合に、多くの方のニーズに応える基本となる補償・特約をセットした、当社がおすすめのご契約の基本プランです。「基本的な補償」以外でご契約いただく場合、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険または車両保険は任意にセットできます。ただし、対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれか1つを、必ずセットしてください。

に応じた補償プランをご提案します。

事業活動に伴うリスクやニーズに応じてお選びいただける **オプションの特約**

お車の補償

新しい車に買い替えたい P13

新車が大きな損傷を受けた場合に、
また新車に買い替えられる

新車特約

お車が車両保険金額の70%以上の
損害を受けた場合に、車両保険金額を100%補償

車両全損(70%)
特約

車を修理して乗り続けたい P14

長年乗っている
お車の修理費が
高額になっても安心

車両超過修理
費用特約

車の修理中にレンタカーを借りたい P14

レンタカー費用の
補償をさらに充実

レンタカー費用
特約

RENTAL

レンタカー費用特約
(特殊車両等用)

RENTAL

さらに補償を充実させたい P12 ~ P13

全損時諸費用倍額
払特約

地震・噴火・津波
「車両全損時
定額払」
特約

**補償範囲を限定して
保険料をおさえたい P12**

車両保険
[10補償限定]特約

その他の特約

交渉を弁護士に依頼したい P15

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約
弁護士費用(自動車事故型)特約
弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約

事業者にかかわる補償

従業員になにかあったら P16

業務中の従業員にケガを
させてしまった場合に

対人賠償
使用人災害特約

役員・従業員に万一の
ことがあった場合に

搭乗者傷害
事業主費用特約

管理中の財物への備えとして P16

他人から借りて管理中の財物に
損害を与えた場合に

対物賠償非所有
管理財物特約

大切な荷物を守るために P16

事故で積荷が壊れてしまい、荷主に対して
損害賠償責任を負ってしまった場合に

積載貨物賠償
特約

お車に積んでいた商品等がお車同士の
衝突事故等で壊れてしまった場合に

積載事業用動産
特約

**法人の代表者がプライベートでも
お車を使う場合は P16**

指定運転者およびその
ご家族が臨時に借りた
お車で事故を起こして
しまった場合に

法人契約の
指定運転者特約

相手への賠償

基本的な補償



詳しい説明は → P21

示談交渉サービス付

対人賠償保険

相手の方にケガをさせてしまった場合に補償します。

相手の方にケガをさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険等により支払われるべき金額を超えた治療費や慰謝料、働けない間の収入などを補償します。万一、死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。

ワンポイント

対人賠償保険・対物賠償保険
相手の方への賠償は、非常に高額となるケースもあります。
高額判決例

事案

バイクと衝突してバイクの運転者(男性29才)に重い後遺障害が発生した。(2005年5月17日名古屋地裁判決)

認定総損害額

3億8,281万円

対人賠償

事案

トラックと衝突したはずみで店舗(遊技場)に飛び込んだ。(1996年7月17日東京地裁判決)

認定総損害額

1億3,450万円

対物賠償

基本的な補償



詳しい説明は → P21

示談交渉サービス付

対物賠償保険

相手の方の車や電柱などを壊してしまった場合に補償します。

相手の方の車や電柱、塀などに損害を与えてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合の修理費や、ご契約のお車が線路に立入り、電車等を運行不能にしてしまったときの振替輸送費用等を補償します。

基本的な補償



詳しい説明は → P21

対物超過修理費用特約

相手の方の車の修理費が時価額より高くなった場合に補償します。

相手の方の車の修理費が時価額を上回り、対物賠償保険で十分に補償できない場合に50万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、相手の方の車が事故日の翌日から起算して6か月以内に修理完了された場合に限りです。

示談交渉サービス

Q



事故が起きたら、自分で相手の方と交渉する必要がありますか？

A



いいえ。めんどろな**示談交渉は当社におまかせください。**

対人・対物事故により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合^(注1)は、被保険者のお申出により、以下のケースを除いて当社が被保険者のために示談交渉をお引き受けします。^(注2)

示談交渉をお引き受けできないケース

- ・ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- ・正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合 等

(注1)一方的に追突された場合など、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生していない場合は、**弁護士費用に関する特約 P15**をセットしていれば、交渉を弁護士に依頼する費用が補償されます。

(注2)対人事故は対人賠償保険をセットした場合、対物事故は対物賠償保険をセットした場合に限りです。

Q



最近、認知症やてんかん等を原因とした自動車事故が増えていますが、これらの事故の場合でも補償はできますか？

A



はい。万一、認知症の方が事故を起こし、監督義務者の方に損害賠償責任が及ぶ場合でも、**監督義務者の方が対人賠償保険、対物賠償保険の被保険者に含まれております**ので、安心です。

さらに

監督義務者の方がいない場合に、被害者の方が十分な補償を受けられないケースもあります。このような場合でも被害者の方に十分な補償を提供できるように**心神喪失等による事故の被害者救済費用特約**が自動セットされておりますので、さらに安心です。

詳しい説明は → P32

おケガの補償

基本的な補償



詳しい説明は → P21

人身傷害保険のセットを希望されないお客さま向けに、以下の特約をご用意しています。自損傷害特約、無保険車傷害特約、搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約^(注)、搭乗者傷害(入通院/一時金)特約、搭乗者傷害(入通院/一時金)倍額払特約、搭乗者傷害(入通院/日数)特約^(注)

(注) 人身傷害保険とあわせてセットすることもできます。

P23 ~ P24

人身傷害保険

事故でご自身や同乗者の方がケガをしてしまった場合に、治療費や働けない間の収入などを補償します。

ご契約のお車に搭乗中などの事故でケガをされた場合に、治療費はもちろん、働けない間の収入や精神的損害などを補償します。万一、ケガをして死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。



記名被保険者が個人のお客さまの場合、**自動車事故特約 P22** をセットすると^(注1)、ご契約のお車の事故だけでなく、歩行中に自動車にはねられた場合なども補償します。

事故の種類	ご契約のお車の事故	自動車事故 ^(注2)
主な事故例	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした	ご契約のお車以外の自動車 ^(注3) に搭乗中の事故でケガをした、歩行中に自動車にはねられケガをした
人身傷害保険	→	
自動車事故特約をセットする場合	→	→

(注1) 記名被保険者が法人のお客さまの場合で法人契約の指定運転者特約をセットすると、自動車事故特約が自動セットされます。

(注2) 他車運転特約 P29 等で補償されるケースがあります。

(注3) 記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車は除きます。

※自動車事故特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。P15

基本的な補償



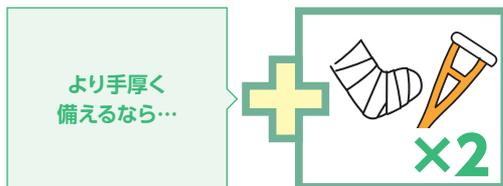
詳しい説明は → P22

傷害一時金(1万円・10万円)特約

洗面用具等の日用品や衣類の準備など、入院時等に必要な当座の費用に充てられます。

人身傷害保険で保険金をお支払いする事故によりケガをして事故日からその日を含めて180日以内に治療を要し、入院または通院した場合に、入院または通院した実治療日数の合計が1日以上5日未満であれば1万円、5日以上であれば10万円を傷害一時金としてお支払いします。

オプションの特約



より手厚く備えるなら…

傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約

傷害一時金(1万円・10万円)特約の保険金の額を2倍にして、傷害一時金をお支払いします。

詳しい説明は → P22

Q



人身傷害保険と傷害一時金(1万円・10万円)特約の違いを教えてください。

A



人身傷害保険は、実際に負担した費用などについて当社基準に従い保険金をお支払いする基本的な補償です。一方、傷害一時金(1万円・10万円)特約は、人身傷害保険の保険金とは別に、実治療日数に応じて1万円または10万円をお支払いします。

入院または通院が長引いても、実治療日数の合計が5日以上であれば治療中でも保険金を受け取ることができ、当座の費用に充てられます。

おケガの補償

基本的な補償



詳しい説明は **P22**

紹介ネットワーク

保険金をお支払いする場合に、ご希望により当社提携業者をご紹介します。

たとえば

バリアフリーリフォーム事業者、ホームヘルパーやベビーシッター等

入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

事故により入院したり、重い障害が残った場合に必要さまざまな費用を補償します。

<入院時人身傷害諸費用>

家事や介護、育児またはペット(注)の世話をする方が事故で入院した場合、または入院した方に付き添う場合にかかる費用等をお支払いします。

(注) 世話をしている方の個人の住居で飼っている犬または猫をいいます。

<p>ホームヘルパー雇入費用</p> <p>1日あたりそれぞれ2万円を限度にお支払い</p>	<p>介護ヘルパー雇入費用</p> <p>1日あたりそれぞれ2万円を限度にお支払い</p>	家事・介護・育児やペットの世話も安心です	<p>個室でゆっくり治療に専念できます</p> <p>差額ベッド費用</p> <p>1日あたり2万円を限度にお支払い</p>
<p>ベビーシッター雇入費用</p> <p>合計して1日あたり2万円を限度にお支払い</p>	<p>保育施設預け入れ費用</p> <p>合計して1日あたり2万円を限度にお支払い</p>		<p>別の病院へ転院するための交通費等を受け取れます</p> <p>転院移送費用</p> <p>転院1回かつ100万円を限度にお支払い</p>
<p>ペットシッター雇入費用</p> <p>合計して1日あたり2万円を限度にお支払い</p>	<p>ペット専用施設預け入れ費用</p> <p>合計して1日あたり2万円を限度にお支払い</p>		

※被保険者1名につき、上記それぞれの費用を合計して200万円を限度とします。

<後遺障害時人身傷害諸費用>

事故により重い障害が残ってしまった場合に、リハビリにかかる費用や福祉車両等の購入費用、ご自宅の改造費用等をお支払いします。

<p>費用を気にせずリハビリに専念できます</p> <p>リハビリテーション訓練等費用</p> <p>被保険者1名につき 訓練期間1か月あたり5万円をお支払い</p>	<p>福祉車両や電動車いす等を購入できます</p> <p>福祉機器等取得費用</p> <p>被保険者1名につき 500万円を限度にお支払い</p>	<p>自宅をバリアフリーに改造できます</p> <p>住宅改造費用</p> <p>被保険者1名につき 500万円を限度にお支払い</p>
---	---	--

こんな場合にお役に立ちます

- 一般病室ではほかの患者さんに気を遣うことが多く、眠れないこともありましたが、個室を利用できたおかげで、治療に専念することができました。
- 妻が事故で入院して、私も毎日のように病院へ行って付き添ったため、家事の人手が足りなくなっていました。ホームヘルパー等を雇う費用が補償されたので、安心して妻が退院するまで付き添うことができました。

ワンポイント ①

個室を利用した場合・・・

全国平均で、
差額ベッド費用は1日あたり
約7,800円(注)もかかります!

(注) 厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況」(2018年)より



ワンポイント ②

～ホームヘルパーの平均的な利用金額～

約14,000円(注)

(注) 総務省統計局「家計調査(2018年)」を基に算出(1回あたりの平均利用金額)

お車の補償

基本的な補償



詳しい説明は **P24**

車両保険には、車両価額協定保険特約 P25 が自動セットされます。

ご契約のお車と同じ用途車種・型式等で、同じ程度に消耗した自動車の市場販売価格相当額を保険金額として、車両保険金をお支払いします。

※ご契約のお車が自家用8車種以外の場合またはレンタカーの場合で、車両価額協定保険特約の不適用に関する特約をセットしたときは、この特約は適用されません。

車両保険

大切なお車が壊れた場合、修理費を補償します。

事故でご契約のお車が壊れてしまった場合に、修理費等を補償します。



車両保険「10補償限定」特約 P24 をセットすると、補償の対象となる事故の範囲が次の表のとおり限定されます。

○:お支払いします ×:お支払いしません

補償する事故 (主な事故例)	①相手自動車との衝突・接触	②自動車によるあて逃げ	③ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車との衝突・接触	④火災・爆発	⑤盗難(注1)	⑥騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為	⑦台風・竜巻・洪水・高潮
一般補償	○	○	○	○	○	○	○
10補償限定	○	○	○	○	○	○	○
補償する事故 (主な事故例)	⑧落書、いたずら、窓ガラス破損	⑨飛来中または落下中の他物との衝突	⑩その他の偶然な事故(注2)	⑪歩行者・自転車・動物(注3)との衝突・接触	⑫電柱・ガードレール等との衝突	⑬墜落・転覆	⑭地震・噴火・津波
一般補償	○	○	○	○	○	○	×
10補償限定	○	○	○	×	×	×	×

(注1) ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。

(注2) 塗料や油等の液体がかかったことによる汚損、積雪による損害等をいい、①～⑨および⑪～⑭に該当する事故を除きます。

(注3) 動物が社会通念上跳躍中と解される状態で衝突・接触した場合を含みます。ただし、崖等の高所より落下中の動物との衝突は、「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含まれます。

車両保険では、「地震・噴火またはこれらによる津波」によって発生した損害について、車両保険金をお支払いしません。

ただし、**地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約**をセットした場合は、「地震・噴火またはこれらによる津波」によってお車が全損となったときに50万円をお支払いします。(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を保険金としてお支払いします。)ぜひ、**地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約**のセットをご検討ください。補償内容等の詳細は、P26 をご覧ください。

※地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約は車両保険(一般補償)にのみセット可能です。なお、ご契約のお車が「二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車、特種用途自動車(キャンピング車以外)およびA種・B種工作車」の場合はセットできません。

※**車両保険「10補償限定」特約**よりも補償の対象となる事故の範囲を限定した、**車両保険「7補償限定」特約 P24**もご用意しています。

Q



車両保険はどんな時に役立ちますか?

A



車両保険は自損事故やお車同士の事故だけでなく、**地震・噴火・津波等を除く自然災害による損害や、物の飛来・落下事故等の相手に損害賠償を請求する事が困難な場合でも補償します。** 万一に備えて車両保険をセットしておくことが大切です!

事例1: 台風で社有車が水没してしまった...

台風・竜巻・洪水・高潮では、自動車の修理費が高額になるケースがあります。

⇒修理費が高額でも**車両保険**で安心!



事例2: 飛び石でガラスにひびが...

一般的に、相手の故意などによって物が飛ばされてきたことを立証しない限り、損害賠償金を請求できません。

⇒**車両保険**で安心!



お車の補償

基本的な補償

ノンフリート契約のお客さま向け



詳しい説明は → P25

車両保険無過失事故特約

一方的に追突された場合などで、
車両保険金を受け取っても等級が下がりにません。

一方的に追突された場合や、ご契約のお車の欠陥等により本来の仕様とは異なる事象が起きて事故が発生した場合など、お客さまに過失がないときに、継続契約の等級および事故有係数適用期間に影響することなく、車両保険金を受け取れます。

※1 相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合の事故に限ります。
※2 新車特約等の所定の特約により車両保険金をお支払いする場合は、取扱いが異なります。

基本的な補償



詳しい説明は → P25

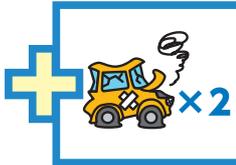
全損時諸費用特約

事故でお車が全損になってしまった場合、
廃車や買替時の諸費用を補償します。

事故でご契約のお車が全損となった場合に、車両保険金額の10% (20万円限度) をお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円以下の場合、10万円をお支払いします。

オプションの特約

より手厚く
備えるなら…

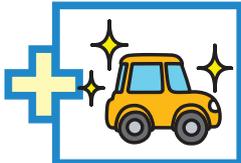


詳しい説明は → P25

全損時諸費用倍額払特約

全損時諸費用特約の保険金の額を2倍にして全損時諸費用保険金をお支払いします。

オプションの特約



詳しい説明は → P25

新車特約

事故で新車が大きな損傷を受けた場合、
もう一度新車に買い替えられます。

ご契約のお車が、事故で新車保険金額の50%以上の損害を受けた場合などに、新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。ただし、満期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して61か月を超える場合は、車両保険金額が新車保険金額の50%以上のときに限りセットできます。

オプションの特約



詳しい説明は → P25

車両全損(70%)特約

事故でお車が壊れた場合、
新しいお車への買替を検討できます。

ご契約のお車(車両保険金額が50万円以上)が事故にあって、損害が車両保険金額の70%以上となった場合に全損とみなして車両保険金をお支払いします。

オプションの特約



詳しい説明は → P25

車両超過修理費用特約

事故にあってもしっかり修理して、
長年使用しているお車に乗り続けられます。

始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して25か月を超えるご契約のお車が事故にあつて、修理費用が高額になり車両保険金額を上回る場合、その差額について30万円を限度にお支払いします。ただし、事故日の翌日から起算して6か月以内に修理完了した cases に限ります。

レンタカー費用に関する特約 (ご契約のお車の用途車種により補償の範囲が異なります。)

事故等によりお車を修理している間、レンタカーを借りる費用を補償します。

オプションの特約



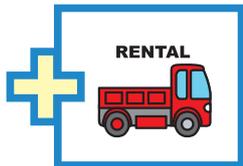
詳しい説明は → P26

レンタカー費用特約

ロードサービス費用特約 P27 で補償の対象とならない場合(事故にあい、走行はできるが修理が必要なケース等)に、最大30日間、1日あたり保険金日額を限度にレンタカーを借りる費用を補償します。なお、保険金日額は3,000円~20,000円の範囲で1,000円単位に設定できます。

※レンタカー費用特約をセットした場合、ロードサービス費用特約のレンタカー費用保険金日額は、レンタカー費用特約における保険金日額と同額となります。

オプションの特約



詳しい説明は → P26

レンタカー費用特約(特殊車両等用)

事故や故障またはバッテリー上がり等の走行障害によりご契約のお車が走行できなくなったり、使用できなくなった場合に、1日あたり保険金日額を限度にレンタカーを借りる費用を補償します。事故の場合は最大30日間、故障または走行障害の場合は、最大15日間補償します。なお、保険金日額は3,000円~20,000円の範囲で1,000円単位に設定できます。

その他の特約

オプションの特約



詳しい説明は **P31**

紹介ネットワーク

保険金をお支払いする場合に、ご希望により弁護士をご紹介します。

日常生活で所有物が壊されたり、お車を運転中に一方的に追突された場合など、身体を害されたり、財物に損害を受けた事故で、お客さまに過失がないときは、保険会社は示談交渉を行うことができません。弁護士費用に関する特約では、そのようなときに交渉を弁護士に依頼する費用を補償します。



弁護士費用に関する特約

事故で一方的に被害にあい、相手に治療費を請求したが交渉に応じてくれない場合などに、交渉を弁護士に依頼する費用を補償します。

個人 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

日常生活全般の事故で相手との交渉を弁護士に依頼する場合に、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。また、弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

弁護士費用(自動車事故型)特約

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約の補償の対象となる事故の範囲を、お車での事故に限定します。

上記のほか、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約の補償対象となる事故の範囲を、お車および自転車での事故に限定する **個人 弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約** (注1) があります。

弁護士費用に関する特約の補償範囲

	自動車事故(注2)	日常生活事故	
		自転車事故	その他の事故
自動車に一方的に追突されたなどの事故で、ケガをしたり、所有物が壊れたりした。	歩行中などに自転車に追突され、ケガをしたり、所有物が壊れたりした。	日常生活で被害事故にあって、ケガをしたり、所有物が壊れたりした。	
個人 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約	→		
個人 弁護士費用(自動車事故型)特約	→		
個人 弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約(注1)	→		

(注1) 自転車賠償特約 P32 付き契約にのみセット可能です。

(注2) ご契約のお車等で事故にあい、過失がないにもかかわらず相手の方から訴えられた場合に対応するための費用も補償します。

個人 : 記名被保険者が個人のお客さまの場合にセットできます。

⚠ 補償の重複についてご確認ください 記名被保険者が個人のお客さま向け

ご家庭において2台以上の自動車保険をご契約されている個人のお客さまの場合、それぞれのお車のご契約に、以下に記載している特約(ご本人とご家族が補償の対象となる特約)をセットしていると補償が重複している可能性があります。この場合、補償が重複している部分の保険料を節約できるケースがありますので、ご家族のお車のご契約もまとめてご相談ください。

【それぞれの特約のセット例】 **NF** : ノンフリート契約が対象です。 **F** : フリート契約が対象です。

夫婦とお子さま1人の3人家族が、父(ご本人)と同居のお子さまでお車を2台お持ちの場合

それぞれの特約の補償範囲については、補償の詳細ページをご覧ください。

		1台目 父(ご本人)	2台目 同居のお子さま
車外での事故によるケガ(注1)	自動車事故特約 NF F P22	1世帯に1特約セット	
日常生活における損害賠償(注2)	日常生活賠償特約 自転車賠償特約 NF P32	いずれかの特約を1世帯に1特約セット (注4)	
交渉を弁護士に依頼する費用(注3)	弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 弁護士費用(自動車事故型)特約 弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 NF F P31	いずれかの特約を1世帯に1特約セット (注4)	
原動機付自転車に搭乗中の事故	ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約 NF P30	いずれかの特約を1世帯に1特約セット	

(注1) 自動車事故特約をセットしたご契約が2台以上あり、それぞれのご契約の人身傷害保険の保険金額が無制限以外の場合、補償が重複する部分については保険金額が増額されます。

(注2) 日常生活賠償特約をセットしたご契約が2台以上あり、日本国外で発生した事故の場合、日常生活賠償特約の保険金額が増額されるケースがあります。

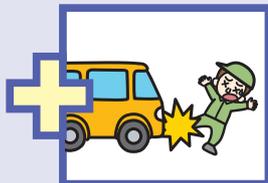
(注3) 弁護士費用に関する特約をセットしたご契約が2台以上ある場合など、弁護士費用に関する特約の保険金額が増額されるケースがあります。

(注4) 火災保険契約等、他の保険商品でも同様に補償される特約等があります。

事業者にかかわる補償

従業員になにかあったら…

オプションの特約



詳しい説明は → P28

対人賠償 使用人災害特約

業務中の従業員にケガをさせてしまった場合も補償します。

対人賠償保険の補償範囲を拡大し、業務中の従業員にケガをさせてしまった場合等に、対人賠償保険金をお支払いします。

オプションの特約



詳しい説明は → P28

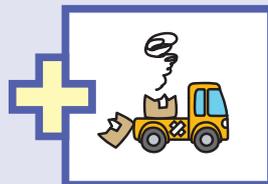
搭乗者傷害 事業主費用特約

役員・従業員に万一のことがあった場合に、事業主として負担した香典や事故現場の復旧費用等を補償します。

ご契約のお車に搭乗中の事故により役員または従業員がケガをした場合で、死亡したときまたは後遺障害が発生したときに、事業主が負担した費用に対して1名につき200万円を限度に事業主費用保険金をお支払いします。

大切な荷物を守るために…

オプションの特約



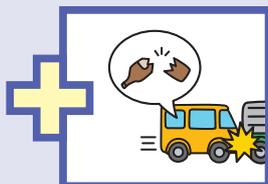
詳しい説明は → P29

積載貨物賠償特約

衝突等の事故で積荷が壊れ、荷主に対して損害賠償責任を負ってしまった場合に補償します。

衝突等の事故によりご契約のお車と同時に、運送中の積載貨物に損傷が発生し、荷主に対する損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額から免責金額(7万円)を差し引いた額について、500万円を限度に対物賠償保険金をお支払いします。ただし、引越荷物または個人所有の家財については1点あたり30万円を限度とします。

オプションの特約



詳しい説明は → P29

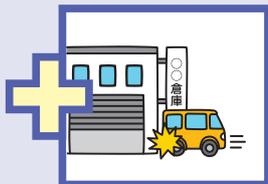
積載事業用動産特約

お車に積んでいた自社商品等が衝突事故等で壊れてしまった場合に補償します。

車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車の車室内やトランク内に収容等された事業用動産(商品等)に損害が発生した場合に修理費等から免責金額(5,000円)を差し引いた額について、保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。ただし、保険金のお支払いは、保険期間中1回に限りです。

管理中の財物への備えとして…

オプションの特約



詳しい説明は → P28

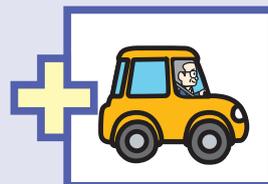
対物賠償非所有 管理財物特約

他人から借りて管理中の財物を壊してしまった場合も補償します。

対物賠償保険の補償範囲を拡大し、取引先等から借りて使用または管理中の建物等の財物に損害を与えてしまった場合に、対物賠償保険金をお支払いします。

法人の代表者がプライベートでもお車を使う場合は…

オプションの特約



詳しい説明は → P29

法人契約の 指定運転者特約

法人の代表権を持つ方を「指定運転者」に設定してそのご家族も補償します。

ご契約時に設定した「指定運転者」およびそのご家族について、臨時に借りたお車を運転中の事故や、ご契約のお車に搭乗中以外の自動車事故によるおケガについて補償します。
※補償内容が同様の保険契約(当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

「労働者災害補償制度等で、従業員のケガに対する備えは十分!」そんなお客さまは、傷害従業員就業中対象外特約をセットすると、保険料を節約することができます。補償内容等の詳細は、『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。

ご確認事項(運転する方の範囲／保険料)

お車の台数により、ご確認事項が異なります。

各項目に右記のマークを記載しておりますので、該当の箇所をご確認ください。

NF：ノンフリート契約が対象です。

F：フリート契約が対象です。

1. 運転する方の範囲(運転者を限定する特約と運転者年令条件の設定) **NF**

「ご夫婦だけ」が運転する場合など、お車を運転する方が決まっている場合には、運転者を限定したり、運転者年令条件を設定することにより保険料が変わります。

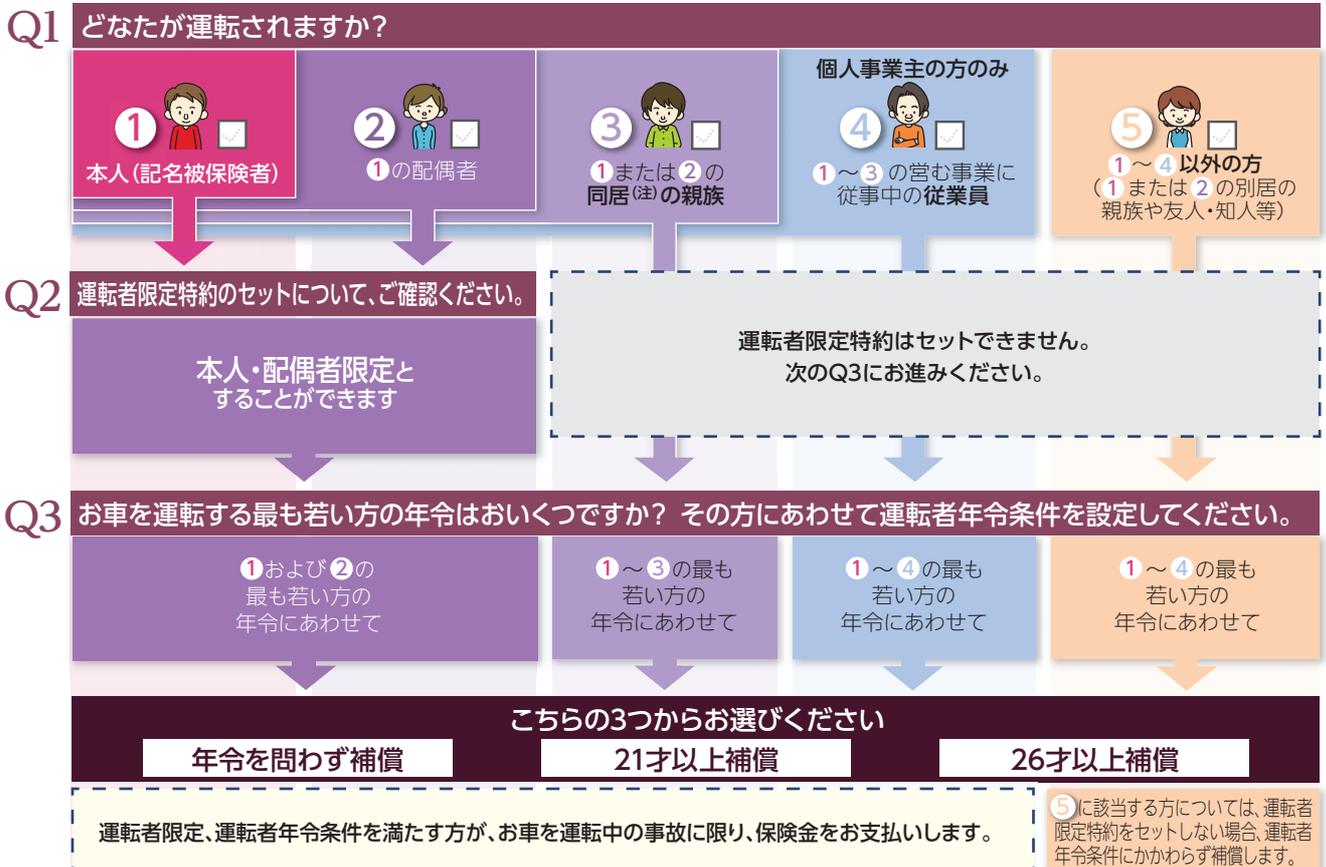
運転者を限定できるのは、記名被保険者が個人でご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合、運転者年令条件を設定できるのは、ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、二輪自動車または原動機付自転車の場合です。

運転者限定特約にて運転者を限定した場合は限定した方が、運転者年令条件特約にて運転者年令条件を設定した場合は運転者年令条件を満たす方が、お車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

(1) 記名被保険者が個人の場合

①自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合、次のチャートを参考にお決めください。

①～⑤について、お車を運転する方をすべてチェック したうえで、最も右の の方から ↓ を進んでください。



(注)同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

②二輪自動車または原動機付自転車の場合、運転する次の方のうち、最も若い方の年令にあわせて、運転者年令条件を設定してください。

記名被保険者
 記名被保険者の配偶者
 「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 上記の方が営む事業に従事中的従業員

最も若い方の年令にあわせて
 こちらの3つ(注)からお選びください

運転者年令条件

年令を
 問わず補償

21才以上
 補償

26才以上
 補償

(注)ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、「年令を問わず補償」「21才以上補償」のいずれかをお選びください。

(2) 記名被保険者が法人の場合

ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、二輪自動車または原動機付自転車の場合は、運転する最も若い方の年令にあわせて運転者年令条件を設定してください。

※ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、「年令を問わず補償」「21才以上補償」のいずれかをお選びください。

運転者年令条件

年令を
 問わず補償

21才以上
 補償

26才以上
 補償

2. 保険料の決定の仕組み等について

(1) 等級別料率制度 **NF**

1～20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度です。なお、ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。

たとえばこんな事故です。

3等級ダウン事故とは…

- ・相手の方にケガをさせてしまい、対人賠償保険金が支払われる事故
- ・衝突して相手の方の車を壊してしまい、対物賠償保険金が支払われる事故
- ・電柱に衝突して、車両保険金が支払われる事故

1等級ダウン事故とは…

- ・火災や盗難により車両保険金のみ支払われる事故
- ・飛び石等の飛来中または落下中の他物との衝突により車両保険金のみ支払われる事故

ノーカウント事故とは…

- ・自分がケガをして、人身傷害保険金のみ支払われる事故

保険金支払対象事故があったら事故の種類により
1件につき

3等級または1等級ダウン (注1)

ただし、ノーカウント事故は、無事故の場合と同様に扱います。



このパンフレットに保険料の記載はありません。保険料はお客様の等級、お車の情報や年齢等によって変わります。実際の保険料の案内をご希望の場合は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

① 新たにご契約される場合

6等級(S)からのスタートとなります。事故有係数適用期間は0年です。

2台目以降のお車について新たにご契約される場合 (注2) で、「セカンドカー割引」の適用条件をすべて満たすときは、7等級(S)からのスタートとなります。また、事故有係数適用期間は0年です。

1台目のご契約	6等級(S)	割増4%
2台目以降のご契約	7等級(S)	割引34%

※セカンドカー割引の適用条件については、『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご覧ください。

② 継続してご契約される場合 (注3)

【事故がなかった場合】

ご契約の保険期間が1年 (注4) で事故有係数適用期間が0年の場合、保険期間中無事故であれば、継続契約の等級が1つ上がり、「無事故」の割増引率 (注5) が適用されます。なお、事故有係数適用期間は0年のままです。ただし、「ご契約の満期日(もしくは解約日)」または「ご契約の満期日(もしくは解約日)の翌日から7日以内」に継続いただくことが条件となります。

等級	割増			割引																
	1 <small>(注6)</small>	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20 <small>(注7)</small>
割増引率	64%	28%	12%	2%	13%	19%	30%	40%	43%	45%	47%	48%	49%	50%	51%	52%	53%	54%	55%	63%

【事故があった場合】

ご契約の保険期間が1年 (注4) で事故有係数適用期間が0年の場合、3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生したときは、継続契約の等級が事故1件につき3つまたは1つ下がり、事故有係数適用期間が1年～6年となって継続契約に「事故有」の割増引率 (注5) が適用されます。 (注1) かつ、ノーカウント事故は、無事故の場合と同様に扱います。

等級	割増			割引																
	1 <small>(注6)</small>	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20 <small>(注7)</small>
割増引率	64%	28%	12%	2%	13%	19%	20%	21%	22%	23%	25%	27%	29%	31%	33%	36%	38%	40%	42%	44%



ご契約の保険期間が1年 (注4) で3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があった場合、「事故有」の割増引率が事故によりダウンする等級の数と同じ年数(事故有係数適用期間)適用され、その後、「無事故」の割増引率に戻ります。既に「事故有」の割増引率が適用されているご契約で事故があった場合は、継続契約の事故有係数適用期間が長くなります。ただし、上限は「6年」です。

前年の発生事故	事故有係数適用期間
3等級ダウン事故 1件	3年
1等級ダウン事故 1件	1年

(注1) 継続手続きがなされた後であっても等級、事故有係数適用期間を修正することがあります。
 (注2) ご契約の始期日時点で1台目のご契約(他の保険会社または共済とのご契約を含みます。)がある場合をいいます。
 (注3) 継続前のご契約が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない他の保険会社または共済の場合は、取扱いが異なります。
 (注4) 保険期間が1年を超える長期契約または1年に満たない短期契約の場合、取扱いが異なります。(保険期間が1年を超える長期契約において同一の保険年度内に複数の事故があった場合等、保険期間1年のご契約を継続する場合より等級が低くなることや事故有係数適用期間が長くなる場合があります。)
 (注5) 一部の補償については、割増引率が適用されません。
 (注6) 1等級連続事故契約割増が適用される場合は、さらに割増が適用されます。
 (注7) 長期優良割引が適用される場合は、さらに割引が適用されます。
 ※1等級～6等級(F)は、「無事故」の割増引率と「事故有」の割増引率が同じです。

(2) 記名被保険者年齢別料率 **NF** **記名被保険者が個人のお客さま向け**

記名被保険者が個人で、運転者年齢条件を「26才以上補償」でご契約した場合は、始期日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

- 記名被保険者の年齢が「59才以下」の場合は、次の記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

29才以下 30～39才 40～49才 50～59才

- 記名被保険者の年齢が「60才以上」の場合は、記名被保険者の年齢(1才ごと)別の料率が適用されます。

※1 保険期間が1年を超える長期契約の場合、翌保険年度以降の保険料はそれぞれの保険年度の始期日応当日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

※2 記名被保険者の年齢が「85才以上」の場合は、記名被保険者の年齢にかかわらず、一律の記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

(3) 型式別料率クラス制度 **NF** **F**

自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合、ご契約のお車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを保険料に適用する制度^(注1)です。自家用(普通・小型)乗用車は、1～17までの17段階^(注2)、自家用軽四輪乗用車は、1～3までの3段階^(注2)に区分され、補償項目(対人賠償・自損傷害、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両)ごとに決定されます。毎年1月1日に、「型式別料率クラス」の見直しを行います。

(注1) ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。

(注2) 数値が大きいほど保険料が高くなります。

(4) 割引制度

ノンフリート多数割引 **NF** お車を2台以上まとめてご契約いただくと、保険料が割引となります。

手続きもまとめて
1回で済むので、便利です!

2台お持ちなら 3～5台お持ちなら 6台以上お持ちなら



1DAYマイレージ割引
(24時間自動車保険無事故割引)

NF **記名被保険者が個人のお客さま向け**

「1DAY保険」(24時間単位型自動車運転者保険)の既契約回数と事故の有無に応じて、保険料が割引となります。

割引
最大20%

1 クルマを借りたら忘れずに **1DAY保険**

お車をお持ちでない方向けに、24時間単位の自動車保険もご用意しています。
(24時間単位型自動車運転者保険)

24時間単位でご契約 スマートフォンで手続完結 さまざまな割引制度 お車購入時の自動車保険への特典

借りるお車をあらかじめ指定し、スマートフォン等からご加入いただく保険です。1回のお申込みで最長連続7日分までご加入いただけます。詳細については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

その他、保険料が安くなるさまざまな割引をご用意しています。

長期優良割引 NF	20等級、事故有係数適用期間0年で、1年間無事故なら保険料が2%割引となります。
新車割引 NF F	ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、ご契約の始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して49か月以内の場合に保険料が割引となります。
ASV割引 NF F	ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、型式の発売年月が「ご契約の始期日の属する年から3年前の4月以降」かつ、所定の衝突被害軽減ブレーキ(AEB)が装着されている場合に保険料が割引となります。
ECOカー割引 (先進環境対策車割引) NF F	ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車のハイブリッド自動車等かつ当社の定める型式に該当する場合で、ご契約の始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して13か月以内であるときに保険料が3%割引となります。

上記のほかにも、**セカンドカー割引** (**NF**)や **福祉車両割引** **公有割引** **準公有割引** **備内専用電気自動車割引** (**NF** **F**) もあります。

割引内容の詳細や適用条件等は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

※契約内容の変更を行う場合、ご契約条件によって割引が適用されないことがあります。

たとえば、**長期優良割引** **新車割引** **ASV割引** **ECOカー割引(先進環境対策車割引)** については、保険期間中にご契約のお車の用途車種を割引対象外の用途車種に変更した場合は、割引は適用されません。

(5) 払込方法 **NF** **F**

好きな払込方法をお選びいただけます。



便利なキャッシュレスで払い込みいただけます。●口座振替 ●クレジットカード払(登録方式) ●払込票払 ●請求書払(保険契約者が法人の場合のみ)

※クレジットカード払(登録方式)、払込票払および請求書払は、取扱代理店やご契約内容によってはご選択いただけない場合があります。

フリート契約のご案内 お車が10台以上のお客さまが対象です。

1. フリート契約

所有かつ使用する自動車^(注1)^(注2)のうち、自動車保険契約(自動車共済を除きます。)^(注3)があり合計台数が10台以上となる場合には、フリート契約をご契約いただく必要があります。

(注1) 保険契約者が使用する次の自動車を含みます。

- ・所有権留保条項付売買契約により購入した自動車
- ・リース業者から1年以上の賃貸借契約により借り入れた自動車
- ・国または地方公共団体から借り入れた自動車
- ・保険契約者が公益法人の場合は、国または公共団体から借り入れた自動車

(注2) レンタカー業者等が所有するレンタカーについては「所有かつ使用する自動車」には含みません。

(注3) 「総付保台数」といいます。他の保険会社でご契約されている自動車を含みます。なお、次の場合を除き、保険期間が1年に満たない短期契約は含みません。

- ・次回の料率審査日を満期日としてご契約された場合
- ・全車両一括特約をセットしてご契約された場合

2. 保険料について

(1) フリート割引・割増制度

「自動車保険・一般用」のフリート契約では、フリート割引・割増制度が採用されています。この制度では、次のとおり、割引・割増が適用されます。^(注)

(注) 一部の補償については、割引・割増が適用されません。

① 10台到達日から第1回料率審査日の前日までの間に始期日を有するご契約

お車1台ごとに、等級別料率制度 **P18** により決定される割引・割増が適用されます。

② 第1回料率審査日以降、毎年の料率審査日から次回の料率審査日の前日までの間に始期日を有するご契約

次の要素により決定されるフリート割引・割増が適用されます。

成績計算期間内の損害率
前回の割引・割増
成績計算期間の末日時点の総付保台数

損害率
次の計算式により算出します。ただし、始期日が10台到達日より前のご契約にかかわるものを除きます。

$$\text{損害率 (\%)} = \frac{\text{保険金}^{(注1)}}{\text{保険料}^{(注2)}} \times 100$$

(注1) 保険金は次のとおり計算します。

$$\text{①成績計算期間内にお支払いした保険金} + \text{②成績計算期間の末日時点でお支払いしていない保険金の見込額} - \text{③前回の成績計算期間の末日時点でお支払いしていない保険金の見込額}$$

※前回以前の成績計算期間内に発生した事故で、お支払いしていない保険金の見込額に変更があるときは、その変更分が保険金に影響する場合があります。

(注2) 成績計算期間に対応する保険料を、フリート割引・割増等を適用する前の額に修正します。

③ 成績計算期間の末日時点で総付保台数が9台以下となったご契約

次回の料率審査日からノンフリート契約として、等級別料率制度 **P18** による等級を適用します。なお、事故有係数適用期間は0年とします。

(2) 主な特約・割引制度

全車両一括特約

フリート契約において、保険契約者が所有かつ使用する10台以上のすべてのお車を1つの保険証券で一括してご契約する契約方式です。

フリート多数割引^(注)

フリート契約者が、1つの保険証券で10台以上のお車をまとめてご契約される場合に適用されます。フリート多数割引は、フリート割引率に5%加算、またはフリート割増率から5%減算となります。

(注) 1つの保険証券で2~9台のお車をまとめてご契約される場合は、**フリート多数割引(9台以下)**が適用されます。

フリート用語のご説明

用語	説明
10台到達日	保険契約者が自ら所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険契約(自動車共済を除きます。) ^(注) があり合計台数が10台以上になった日をいいます。
第1回料率審査日	10台到達日に全車両一括特約をセットしてご契約される場合は10台到達日の1年後の応当日、10台到達日に全車両一括特約をセットせずにご契約される場合は10台到達日の18か月後の応当日の属する月の初日をいいます。
料率審査日	成績計算期間内の損害率、成績計算期間の末日時点の総付保台数および前回の割引・割増に基づき決定されたフリート割引・割増の適用を開始する日をいいます。第1回料率審査日以降、毎年の料率審査日から1年後の応当日となります。
成績計算期間	原則として料率審査日の属する月の初日の6か月前の過去1年間となります。

補償の詳細と保険金をお支払いしない主な場合 (補償・特約についてのご説明)

「保険金をお支払いしない主な場合」で使用されるマークのご説明

「保険金をお支払いしない主な場合」で表示されているマークに該当する場合は、保険金をお支払いできません。

 <p>故意 保険契約者等の故意によって発生した損害(注) (注)故意によって事故を起こした方以外については、保険金をお支払いできる場合があります。</p>	 <p>無免許運転、麻薬、酒気帯び 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に発生した損害</p>	 <p>競技・曲技等 ご契約のお車等を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害</p>
 <p>故意または重大な過失 保険契約者等の故意または重大な過失によって発生した損害(注) (注)故意または重大な過失によって事故を起こした方以外については、保険金をお支払いできる場合があります。</p>	 <p>脳疾患・疾病・心神喪失 脳疾患・疾病・心神喪失によってその本人に発生した損害</p>	 <p>地震・噴火・津波 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害</p>

※「損害」とは、対人賠償保険等の賠償責任に関する補償・特約の場合、「法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害」、人身傷害保険等のおケガに関する補償・特約の場合、「損害またはケガ」に読み替えます。

相手への賠償

補償内容

対人賠償保険 すべてのご契約にセットできます。 **示談交渉サービス付**

ご契約のお車を運転中等の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 示談交渉費用 争訟費用

対物賠償保険 すべてのご契約にセットできます。 **示談交渉サービス付**

ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与えること、またはご契約のお車の運転中等に誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等^(注)を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。なお、免責金額を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 落下物取片づけ費用

原因者負担費用 示談交渉費用 争訟費用

(注)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

対物超過修理費用特約 対物賠償保険付き契約に**自動セット**されます。ただし、「記名被保険者が法人」または「ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車」の場合は、任意にセットできます。

ご契約の対物賠償保険で対物賠償保険金をお支払いする事故により、相手自動車の修理費が時価額を上回り、その差額を実際に負担した場合に、「差額×過失割合」(50万円限度)を限度に対物超過修理費用保険金をお支払いします。^(注)

ただし、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理完了された場合に限ります。

(注)対物賠償保険金をお支払いする場合に限ります。

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方です。

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかの方
 - ・記名被保険者の配偶者
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ③記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方^(注1)
- ④①～③のいずれかの方が責任無能力者である場合は、その親権者、および監督義務者等
- ⑤記名被保険者の使用者^(注2)

(注1) 別居の既婚のお子さまや友人・知人等、上記①②以外の方をいいます。ただし、業務として受託したご契約のお車を使用または管理している自動車取扱業の方以外の方をいいます。

(注2) 記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

■台風、洪水、高潮によって発生した損害

■次のいずれかに該当する方などが死傷された場合、またはそれらが所有、使用もしくは管理する財物が損壊した場合、またはそれらが所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用車が運行不能になった場合

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
- ③ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。

おケガの補償

補償内容

人身傷害保険 すべてのご契約にセットできます。

ご契約のお車に搭乗中等の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、入院または通院した場合に、損害^(注1)について、被保険者1名につきそれぞれ保険金額を限度^(注2)に人身傷害保険金をお支払いします。ただし、ケガをして重度後遺障害^(注3)が発生し、介護が必要となる場合は、被保険者1名につきそれぞれ保険金額の2倍の額を限度^(注4)に人身傷害保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用

(注1) 損害とは治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等をいいます。また損害の額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。

(注2) 保険金額が無制限以外のご契約で、無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合で、十分な賠償を受けられないときは、2億円を限度とします。ただし、被保険者の同居の父母が賠償義務者となる場合等は保険金額を限度とします。なお、無保険車とは対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。

(注3) 普通保険約款(別表1)後遺障害等級表の1の第1～2級または(別表1)の2の第1～2級、第3級③④の後遺障害をいいます。

(注4) 保険金額が無制限以外のご契約が対象です。なお、保険金額が1億円以下の場合で、(注2)が適用できるときは、(注2)に定める限度額(2億円)を優先して適用します。

※相手の方からの賠償金や、労働者災害補償制度等による給付を受け取っている場合等は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方^{(注1)(注2)}です。

①ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
自動車事故特約の被保険者①～④の方が搭乗中の場合も、補償の対象となります。

- ②①以外でご契約のお車の保有者^{(注3)(注4)}
- ③①および②以外でご契約のお車の運転者^{(注4)(注5)}

(注1) 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

(注2) 事故後に生まれたこれらの方の胎児を含みます。ただし、賠償義務がある場合に限ります。

(注3) ご契約のお車を所有する方のほか、ご契約のお車を使用する権利を持つ方で自己のためにご契約のお車を運行の用に供する方(ご契約のお車を借りている方など)をいいます。

(注4) ご契約のお車の保有者または運転者が、ご契約のお車の運行に起因する事故によりケガをして、それにより発生した損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限ります。

(注5) 他人のためにご契約のお車を運転またはその補助に従事する方(会社の業務のためにご契約のお車を運転する方や運転助手の方など)をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合



このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。各補償・特約によっては、他にも保険金をお支払いしない事由に該当するケースがあります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。

おケガの補償

補償内容

自動車事故特約 記名被保険者が個人のご契約で、人身傷害保険付き契約にセットできます。また、記名被保険者が法人の人身傷害保険付き契約のうち、法人契約の指定運転者特約がセットされているご契約に**自動セット**されます。

人身傷害保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、自動車事故^(注1)によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、入院または通院した場合も、人身傷害保険金をお支払いします。

(注) ご契約のお車以外の自動車の運行事故(歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。

※この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

傷害一時金(1万円・10万円)特約 人身傷害保険付き契約にセットできます。

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の2区分のうちいずれかの金額を傷害一時金としてお支払いします。

区分	治療日数 ^(注)	金額
①	1日以上5日未満	1万円
②	5日以上	10万円

(注) 入院または通院した実治療日数をいいます。

傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約 傷害一時金(1万円・10万円)特約付き契約にセットできます。

傷害一時金(1万円・10万円)特約の保険金の額を2倍にして、傷害一時金をお支払いします。

入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 人身傷害保険付き契約にセットできます。

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして入院した場合に、入院期間中に実際に負担した次の①～⑧の費用を入院時人身傷害諸費用保険金としてお支払いします。ただし、①～⑧のそれぞれに定める支払限度額を上限に、すべての費用を合計して被保険者1名につき200万円を限度とします。

①ホームヘルパー雇入費用	家事に従事する方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ホームヘルパーを雇う費用を、1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
②介護ヘルパー雇入費用	介護をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、介護ヘルパーを雇う費用を、1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
③ベビーシッター雇入費用	育児をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ベビーシッターを雇う費用を、③と④の費用を合計して、1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
④保育施設預け入れ費用	育児をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、お子さまを保育施設に預ける費用を、③と④の費用を合計して、1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
⑤ペットシッター雇入費用	ペット ^(注1) の世話を主として行う方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ペットシッターを雇う費用を、⑤と⑥の費用を合計して1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
⑥ペット専用施設預け入れ費用	ペット ^(注1) の世話を主として行う方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ペット ^(注1) をペット専用施設に預ける費用を、⑤と⑥の費用を合計して1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
⑦差額ベッド費用	被保険者が入院した場合に、被保険者が特定病室等を使用した費用 ^(注2) を、1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
⑧転院移送費用	被保険者が入院中に、被保険者の親族による看護等の必要から、被保険者が医師の同意を得て日本国内の他の病院または診療所に転院して入院を継続する場合に、転院にかかる費用を転院1回かつ100万円を限度としてお支払いします。

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして後遺障害^(注3)が発生した場合に、⑨～⑩の保険金を後遺障害時人身傷害諸費用保険金としてお支払いします。

⑨リハビリテーション訓練等保険金	リハビリテーション訓練等が必要と認められて、対象期間 ^(注4) 中に取り組んだ場合に、被保険者1名につき、訓練期間1か月あたり5万円をリハビリテーション訓練等保険金としてお支払いします。
⑩福祉機器等取得費用保険金	社会経済活動への参加のために当社の同意を得て福祉機器等を取得する場合に、後遺障害が発生した日の翌日から1年後の応当日までに実際に負担した費用を、被保険者1名につき500万円を限度としてお支払いします。
⑪住宅改造費用保険金	介護のために住宅を改造する場合に、後遺障害が発生した日の翌日から1年後の応当日までに実際に負担した費用を、被保険者1名につき500万円を限度として住宅改造費用保険金をお支払いします。

(注1) 世話を主として行う方個人の住居で飼っている犬または猫をいいます。

(注2) 健康保険の給付対象とならない特定病室(個室等)の入院費用から、普通病室の入院費用(人身傷害保険でお支払いします)を差し引いた額をいいます。

(注3) 支払対象となる後遺障害はそれぞれ次のとおりとします。

保険金名称	後遺障害等級
リハビリテーション訓練等保険金	普通保険約款(別表1)後遺障害等級表の1の第1～2級または(別表1)の2の第1～7級
福祉機器等取得費用保険金	普通保険約款(別表1)後遺障害等級表の1の第1～2級または(別表1)の2の第1～3級
住宅改造費用保険金	普通保険約款(別表1)後遺障害等級表の1の第1～2級または(別表1)の2の第1～2級、第3級③④

(注4) 後遺障害の症状固定日以後、最初のリハビリテーション訓練等の開始日の属する月から、その月を含めて24か月までの期間をいいます。ただし、後遺障害の症状固定日の属する月からその月を含めて36か月以内の期間に限りま。

このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。各補償・特約によっては、他にも保険金をお支払いしない事由に該当するケースがあります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方^{(注1)(注2)}です。

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- ④「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ⑤①～④のいずれかの方が運転中^(注3)のご契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方^(注4)

(注1) 極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に搭乗中の方、および業務として自動車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

(注2) 事故後に生まれたこれらの方の胎児を含みます。ただし、賠償義務者がある場合に限りま。

(注3) 駐車中または停車中を除きます。

(注4) ①～④の使用者の業務のために運転中、その使用者の所有する自動車に搭乗中の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合



故意・重過失 酒気帯び 疾病・心神喪失 競技 地震・噴火・津波

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方^(注1)です。

- ①ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
- ②①以外でご契約のお車の保有者^{(注2)(注3)}
- ③①および②以外でご契約のお車の運転者^{(注3)(注4)}

<自動車事故特約をセットする場合>

次のいずれかに該当する方^(注5)です。

- ④記名被保険者
- ⑤記名被保険者の配偶者
- ⑥「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- ⑦「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ⑧④～⑦のいずれかの方が運転中^(注6)のご契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方^(注7)

(注1) 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

(注2) ご契約のお車を所有する方のほか、ご契約のお車を使用する権利を持つ方で自己のためにご契約のお車を運行の用に供する方(ご契約のお車を借りている方など)をいいます。

(注3) ご契約のお車の保有者または運転者が、ご契約のお車の運行に起因する事故によりケガをして、それにより発生した損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限りま。

(注4) 他人のためにご契約のお車を運転またはその補助に従事する方(会社の業務のためにご契約のお車を運転する方や運転助手の方など)をいいます。

(注5) 極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に搭乗中の方、および業務として自動車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

(注6) 駐車中または停車中を除きます。

(注7) ④～⑦の使用者の業務のために運転中、その使用者の所有する自動車に搭乗中の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

人身傷害保険と同じです。

おケガの補償

補償内容

自損傷害特約 人身傷害保険と同時にセットできません。無保険車傷害特約とあわせてセットいただけます。

ご契約のお車を運転中に電柱に衝突し運転者が死亡した場合等、自損事故^(注1)によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、後遺障害によって介護が必要と認められる場合^(注2)、入院または通院した場合に次の保険金をお支払いします。

- 死亡した場合に、被保険者1名につきそれぞれ1,500万円^(注3)を死亡保険金としてお支払いします。
- 後遺障害が発生した場合に、その程度に応じて被保険者1名につきそれぞれ50万円～2,000万円を後遺障害保険金としてお支払いします。
- 後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合^(注2)に、被保険者1名につきそれぞれ200万円を介護費用保険金としてお支払いします。
- 事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の5区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。

区分	治療日数 ^(注4)	ケガ	金額
①	1日以上5日未満	—	5,000円
②	5日以上	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、下記以外	5万円
③		骨折・脱臼・脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	15万円
④		上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	25万円
⑤		脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	50万円

- (注1) 自賠責保険等または政府の保障事業からお支払いを受けられない事故(相手がいらない事故、歩行者・自転車との事故や相手に過失がない事故など)をいいます。
 (注2) 普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の2の第1～2級、第3級③④の後遺障害を被った場合に限りです。
 (注3) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、その額を差し引きます。
 (注4) 入院または通院した実治療日数をいいます。

無保険車傷害特約 人身傷害保険と同時にセットできません。自損傷害特約とあわせてセットいただけます。

無保険車^(注1)との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合で、十分な賠償を受けられないときに、損害^(注2)について、賠償義務者がいる場合に限り被保険者1名につきそれぞれ2億円を限度に無保険車傷害保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用

- (注1) 対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。
 (注2) 損害とは相手の方が負担すべき損害賠償額をいいます。

※1 自賠責保険等により支払われるべき金額等を差し引いて保険金をお支払いします。
 ※2 記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車に搭乗していない従業員等は被保険者に含まれません。

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約 すべてのご契約にセットできます。

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合に、次の保険金をお支払いします。

- 事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、被保険者1名につきそれぞれ保険金額の全額^(注1)を死亡保険金としてお支払いします。
- 事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合に、その程度に応じて被保険者1名につきそれぞれ保険金額の4%～100%を後遺障害保険金としてお支払いします。^(注2)

- (注1) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引きます。
 (注2) 180日を超えて治療が必要な場合は、医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。なお、被保険者からの請求がある場合には、181日目における医師の診断に基づくことができます。

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方^(注1)です。

- ①ご契約のお車の保有者^(注2)
 - ②ご契約のお車の運転者^(注3)
 - ③①および②以外でご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
- (注1) 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者の方を除きます。
 (注2) ご契約のお車を所有する方のほか、ご契約のお車を使用する権利を持つ方で自己のためにご契約のお車を運行の用に供する方(ご契約のお車を借りている方など)をいいます。
 (注3) 他人のためにご契約のお車を運転またはその補助に従事する方(会社の業務のためにご契約のお車を運転する方や運転助手の方など)をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合



被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方^{(注1)(注2)}です。

- ①記名被保険者
 - ②記名被保険者の配偶者
 - ③「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ④「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
 - ⑤①～④以外でご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
- 「ご契約のお車の運転者」も含まれます。

- (注1) 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者の方を除きます。
 (注2) 事故後に生まれたこれらの方の胎児を含みます。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

■台風、洪水、高潮によって発生した損害

被保険者(補償を受けられる方)

ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方^(注1)です。

「ご契約のお車の運転者」も含まれます。

- (注1) 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合



おケガの補償

補償内容

搭乗者傷害(入通院/一時金)特約 人身傷害保険、搭乗者傷害(入通院/日数)特約と同時にセットできません。

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の5区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。

区分	治療日数 ^(注)	ケガ	金額
①	1日以上 5日未満	—	1万円
②	5日以上	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、下記以外	10万円
③		骨折・脱臼・脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	30万円
④		上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
⑤		脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円

(注)入院または通院した実治療日数をいいます。

搭乗者傷害(入通院/一時金)倍額払特約 搭乗者傷害(入通院/一時金)特約付き契約にセットできます。

搭乗者傷害(入通院/一時金)特約の保険金の額を2倍にして、医療保険金をお支払いします。

搭乗者傷害(入通院/日数)特約 傷害一時金(1万円・10万円)特約、搭乗者傷害(入通院/一時金)特約と同時にセットできません。

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをした場合に、事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した治療日数^(注)に対して、被保険者1名につきそれぞれ次の金額を医療保険金としてお支払いします。

- 入院日数1日につき入院保険金日額
- 通院日数1日につき通院保険金日額(90日限度)

(注)入院または通院した実治療日数をいいます。

被保険者(補償を受けられる方)

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約と同じです。

保険金をお支払いしない主な場合

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約と同じです。

お車の補償

補償内容

車両保険 すべてのご契約にセットできます。

衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が発生した場合に、損害の額(修理費等)から免責金額を差し引いた額^(注1)について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 運搬費用^(注2) 盗難引取費用^(注2) 共同海損分担費用

(注1) 全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。

(注2) 運搬費用、盗難引取費用は、それぞれ保険金額の10%または30万円のいずれか高い額を限度とします。

※ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。

被保険者(補償を受けられる方)

ご契約のお車を所有する方です。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

■欠陥・摩滅・腐しよく・さびその他自然消耗、故障損害

■取り外された部分品・付属品に発生した損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害

車両保険「10補償限定」特約 ご契約のお車が「原動機付自転車、農耕作業用自動車およびA種工作車」以外の、車両保険付き契約にセットできます。

車両保険の補償の対象となる事故の範囲を限定し、「ご契約のお車以外の自動車^(注1)との衝突・接触事故」および「火災・爆発・盗難^(注2)・いたずら等のお車の走行に起因しない事故」に限り、車両保険金をお支払いします。

(注1) ご契約のお車以外の自動車には、『登録番号等』および『運転者または所有者』が確認できない自動車および「ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車」を含みます。

(注2) ご契約のお車が二輪自動車の場合、盗難によって発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。

車両保険「7補償限定」特約 ご契約のお車が「原動機付自転車、農耕作業用自動車およびA種工作車」以外の、車両保険付き契約にセットできます。

車両保険の補償の対象となる事故の範囲を限定し、火災・爆発・盗難^(注)・いたずら等のお車の走行に起因しない事故に限り、車両保険金をお支払いします。

(注)ご契約のお車が二輪自動車の場合、盗難によって発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。

このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。各補償・特約によっては、他にも保険金をお支払いしない事由に該当するケースがあります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。

お車の補償

補償内容

車両価額協定保険特約 車両保険付き契約に自動セットされます。

ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同じ損耗度^(注)の自動車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を保険金額として定め、車両保険金をお支払いします。

(注)時間の経過もしくはは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。

※1 保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払いします。

※2 ご契約のお車が自家用8車種以外の場合またはレンタカーの場合で、車両価額協定保険特約の不適用に関する特約をセットしたときは、この特約は適用されません。

車両保険無過失事故特約 車両保険付きノンフリート契約にセットできます。

ご契約のお車と相手自動車^(注1)との衝突・接触事故^(注2)でご契約のお車を使用・管理している方に過失がない場合、またはご契約のお車の欠陥や不正アクセス等に起因して本来の仕様とは異なる事象や動作により他物との衝突・接触等の事故が発生し、その事実が確認できる場合でご契約のお車を所有・使用している方に過失がないときは、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定においてノーカウント事故として、車両保険金をお支払いします。^{(注3)(注4)}

(注1) 相手自動車には、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車は含みません。

(注2) 相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合の事故に限ります。

(注3) 車両保険において、事故件数によって免責金額が定められている場合、次事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えられません。

(注4) 新車特約、車両全損(70%)特約または車両超過修理費用特約により、車両保険金をお支払いする場合は、事故件数に数える事故としてお支払いします。

全損時諸費用特約 車両保険付き契約にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする場合でご契約のお車が全損となったときに、保険金額の10%(20万円限度)を全損時諸費用保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円以下の場合は、10万円を全損時諸費用保険金としてお支払いします。^(注)

(注) この特約とあわせて、新車特約をセットしており、お車を買替えたことにより新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いする場合は、新車保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。ただし、新車保険金額が100万円以下の場合は、10万円を全損時諸費用保険金としてお支払いします。

全損時諸費用倍額払特約 全損時諸費用特約付き契約にセットできます。

全損時諸費用特約の保険金の額を2倍にして、全損時諸費用保険金をお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円以下の場合は、20万円を全損時諸費用保険金としてお支払いします。

新車特約 ご契約のお車が自家用8車種の場合で、車両保険付き契約にセットできます。ただし、満期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して61か月を超える場合は、車両保険金額が新車保険金額の50%以上となるとときに限りセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に大きな損害^(注1)が発生し、お車の買替または修理をした場合に、次の損害の額について新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。^(注2)

お車を買替えた場合 買替えたお車の取得価額(車両本体価格+付属品の価格+消費税)と新車保険価額のうち、いずれか低い額

お車を修理した場合 修理費^(注3)

(注1) 大きな損害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・お車を修理できない場合。
- ・修理費が車両保険金額以上となる場合。
- ・修理費が新車保険価額の50%以上となる場合。ただし、ご契約のお車の外板、外装、外板または外装に装着された部品、ならびに内装および内装に装着された部品(フェンダー、バンパー、サイドモール、カーナビゲーションシステム等)のみの損傷の場合を除きます。

(注2) 次の場合は、車両保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。

- ・事故日の翌日から90日以内にお車の買替および修理完了しない場合。
- ・ご契約のお車が盗難された場合。

(注3) 全損の場合に限ります。

車両全損(70%)特約 ご契約のお車が自家用8車種の場合で、車両保険付き契約(車両保険金額が50万円以上)にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車に車両保険金額の70%以上の損害が発生し、ご契約のお車の所有権を当社が取得することに被保険者が同意した場合に、全損とみなして車両保険金をお支払いします。^(注)

(注) この特約とあわせて、全損時諸費用特約をセットしている場合は、全損時諸費用保険金もお支払いします。

車両超過修理費用特約 ご契約のお車が自家用8車種の場合で、始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して25か月を超える車両保険付き契約にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に損害が発生し、修理費が保険金額を上回る場合に、その差額について、30万円を限度に車両保険金をお支払いします。ただし、事故日の翌日から6か月以内にご契約のお車を修理完了した場合に限ります。

被保険者(補償を受けられる方)

車両保険と同じです。

保険金をお支払いしない主な場合

車両保険と同じです。

お車の補償

補償内容

レンタカー費用特約 ご契約のお車が自家用8車種の場合で、ロードサービス費用特約付き契約にセットできます。レンタカー費用特約(特殊車両等用)と同時にセットできません。

衝突・接触等の事故によりご契約のお車に損害が発生した場合で、自力走行が可能で法令上も走行に支障がない状態であるが、修理等によりご契約のお車が使用できない間、当社が指定するレンタカー会社^(注1)のレンタカーを借りるために実際に負担した費用^(注2)を、当社が必要かつ妥当と認める場合に限り、最大30日間、1日あたり保険金日額を限度にお支払いします。

(注1) 当社が使用について承認するレンタカー会社を含みます。
(注2) ガソリン等の燃料代は含みません。

- ※1 「車両盗難対象外特約をセットした契約における盗難によって発生した損害」、「欠陥・摩滅・腐しょく、さびその他自然の消耗」、および「故障による損害」については、レンタカー費用保険金をお支払いしません。
- ※2 衝突・接触等の事故や故障等による「走行不能時のレンタカー費用」は、ロードサービス費用特約からレンタカー費用保険金支払われるため、この特約からはレンタカー費用保険金をお支払いしません。

レンタカー費用特約(特殊車両等用) ご契約のお車が「自家用8車種、二輪自動車、原動機付自転車、営業用乗用車、営業用貨物車、営業用バス、農耕作業用自動車」以外のロードサービス費用特約付き契約にセットできます。レンタカー費用特約と同時にセットできません。

次のいずれかの場合に、当社が指定するレンタカー会社^(注1)のレンタカーまたはレンタカー以外のお車^(注2)を借りるために実際に負担した費用^(注3)について、当社が必要かつ妥当と認める場合に限り、レンタカー費用保険金をお支払いします。ただし、走行不能となった場合^(注4)は、ご契約のお車が走行不能となった場所から修理工場等まで入庫された以降にレンタカーを借りるときに限りです。

- 衝突・接触等の事故によりご契約のお車に損害が発生し、修理等によりご契約のお車が使用できなくなった場合(最大30日間、1日あたり保険金日額を限度)
- 故障または走行障害^(注5)によりご契約のお車が走行不能となり使用できなくなった場合(最大15日間、1日あたり保険金日額を限度)

(注1) 当社が使用について承認するレンタカー会社を含みます。
(注2) 被保険者、被保険者の配偶者、それらの方の同居の親族が所有するお車は除きます。
(注3) ガソリン等の燃料代は含みません。
(注4) 走行不能となった場合とは、自力で走行できない状態をいい、盗難により使用できない状態、またはサイドミラーの脱落等により法令で走行が禁じられている状態を含みます。
(注5) 走行障害とは、キー閉じ込み、バッテリー上がり、タイヤチェーン等の巻き込み、電気自動車の電池切れ等(ガス欠は除きます。)をいいます。
※車両盗難対象外特約をセットした場合は、盗難によって発生した損害については、レンタカー費用保険金をお支払いしません。

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 ご契約のお車が「二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車、特種用途自動車(キャンピング車以外)およびA種・B種工作車」以外の車両保険(一般補償)付き契約にセットできます。

地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車が全損^(注)となった場合に、50万円を地震等保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を地震等保険金としてお支払いします。

(注) 全損とは、車両保険や全損時諸費用特約等における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。主な条件は次のとおりです。
○ご契約のお車に次のすべてを満たす損害が発生した場合
・自動車の屋根部分(ルーフ)について、補修では原状回復できず、ルーフ全体の交換を必要とする損傷があること
・自動車のルーフを支える窓柱部分(ピラー)の3本以上に、折損、断裂またはこれと同程度の損傷があること
・前面ガラスおよび後面ガラスに加え、左右いずれかのドアガラスに損傷があること
○ご契約のお車が流失または埋没して発見されない場合
○ご契約のお車の運転席の座面を越えて浸水した場合 等

- ※1 この特約をセットしない場合は、車両保険付き契約であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車に損害が発生したときには保険金をお支払いしません。また、車両保険と異なり、実際の修理費等について保険金をお支払いするものではありません。
- ※2 地震等保険金をお支払いした場合であっても、当社はご契約のお車の所有権を取得せず、廃車や撤去等に要する費用を負担しません。

車内手荷物等特約 車両保険付き契約にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車の車室内やトランク内に収容等された個人所有の動産^(注1)に損害が発生した場合に、損害の額(修理費等)について、保険金額を限度に車内手荷物等保険金をお支払いします。^(注2)^(注3)また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 盗難引取費用 共同海損分担費用

(注1) カメラ、ゴルフバッグ等、日常生活の用に供する動産に限り。なお、現金、眼鏡、自転車、携帯電話、タブレット端末、ウェアラブル端末等は保険の対象に含みません。
(注2) 車両保険金をお支払いする場合に限り。
(注3) 保険金のご請求は記名被保険者を經由して行っていただきます。

被保険者(補償を受けられる方)
ご契約のお車の所有者です。

保険金をお支払いしない主な場合
車両保険と同じです。

被保険者(補償を受けられる方)
ご契約のお車の所有者です。

保険金をお支払いしない主な場合



被保険者(補償を受けられる方)
記名被保険者です。

保険金をお支払いしない主な場合



被保険者(補償を受けられる方)
個人が所有する動産の所有者^(注)です。

(注) ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた方および搭乗していたとみなされる方、ならびに業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて
■欠陥・摩滅・腐しょく・さびその他自然消耗、故障損害によって発生した損害

このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。各補償・特約によっては、他にも保険金をお支払いしない事由に該当するケースがあります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。

ロードサービス

補償内容

ロードサービス費用特約 **すべてのご契約に自動セット**されます。(注1)(注2)

衝突・接触等の事故や故障、走行障害(注3)または落輪(注4)によりご契約のお車が走行不能となった場合(注5)またはトランクの鍵等の損傷によりヘルメットを取り出せず運転してはならない状態になった場合(注6)に、次の保険金をお支払いします。(注7)

運搬費用保険金	実際に負担した次の費用について、車両保険の保険金額の10%または30万円のいずれか高い額を限度に運搬費用保険金をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限り、 ・落輪したご契約のお車を、クレーン等で引き上げる費用 ・ご契約のお車を事故・故障または走行障害(注3)が発生した場所から修理工場等へ合理的な経路・方法により運搬した費用 ・修理工場等にご契約のお車を運搬した後、別の修理工場等へ合理的な経路・方法により運搬した費用
修理後搬送費用保険金	実際に負担した次の費用について、修理後引取費用保険金と合わせて1回の事故につき15万円を限度に修理後搬送費用保険金をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限り、 ・修理工場等でご契約のお車を復旧した後、修理工場等から記名被保険者の自宅(保険証券記載の記名被保険者の住所)、ご契約のお車の所有者の自宅、またはご契約のお車の保管場所まで合理的な経路・方法により搬送した費用
修理後引取費用保険金	実際に負担した次の費用から1,000円を差し引いた金額について、修理後搬送費用保険金と合わせて1回の事故につき15万円を限度に修理後引取費用保険金をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限り、 ・修理工場等でご契約のお車が復旧した後、ご契約のお車を合理的な経路・方法により引き取るための交通費(注8)
臨時宿泊費用保険金	事故・故障または走行障害(注3)により走行不能となった場合(注5)で、ご契約のお車が走行不能となった場所の最寄りのホテル等に臨時に宿泊するときに、実際に負担した1泊分の費用について、被保険者1名につきそれぞれ15,000円を限度に臨時宿泊費用保険金をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限り、
臨時帰宅・移動費用保険金	事故・故障または走行障害(注3)により走行不能となった場合(注5)で、ご契約のお車が走行不能となった場所からご自宅や出発地へ合理的な経路・方法により移動するときに、実際に負担した交通費(注8)から1,000円を差し引いた金額について、被保険者1名につきそれぞれ20,000円を限度に臨時帰宅・移動費用保険金をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限り、
レンタカー費用保険金	当社が指定するレンタカー会社(注9)のレンタカーを借りるために実際に負担した費用(注10)について、当社が必要かつ妥当と認める費用に限り、次のとおりレンタカー費用保険金をお支払いします。ただし、走行不能となった場合(注5)は、ご契約のお車が走行不能となった場所から修理工場等まで運搬された日または入庫された日のいずれか早い日(注11)以降にレンタカーを借りるときに限り、 ・衝突・接触等の事故によりご契約のお車が走行不能となった場合(注5)(最大30日間、1日あたり7,000円を限度(注12)) ・故障または走行障害(注3)によりご契約のお車が走行不能となった場合(注5)(最大15日間、1日あたり7,000円を限度(注12)) ※ご契約のお車が自家用8車種の場合に限り、また、車両盗難対象外特約をセットした場合は、盗難によって発生した損害については、レンタカー費用保険金をお支払いしません。

(注1) ノンフリート契約で、対人賠償保険のみをセットする場合は、任意にセットすることができます。ただし、ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合は、あわせて移動費用対象外特約が自動セットされます。

(注2) フリート契約の場合は任意セットです。

(注3) 走行障害とは、キー閉じ込み、バッテリー上がり、タイヤチェーン等の巻き込み、電気自動車の電池切れ等(ガス欠は除きます。)をいいます。

(注4) 落輪の場合で車両損害がないときは、運搬費用保険金のみお支払いします。

(注5) 走行不能となった場合とは、自力で走行できない状態をいい、盗難により使用できない状態、またはサイドミラーの脱落、ヘルメットが取り出せないこと等により法令で走行が禁じられている状態を含みます。

(注6) ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合に限り、

※1 移動費用対象外特約をセットした場合は、臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金、レンタカー費用保険金をお支払いしません。

※2 ご契約のお車がレンタカー・教習用自動車である場合は、移動費用対象外特約が自動セットされます。

(注7) ご契約のお車が、事故・故障または走行障害が発生した場所において応急修理等により自力で走行できるようになった後に負担した費用については、保険金をお支払いしません。

(注8) ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスまたはファーストクラス等のご利用により通常の交通費を超過した場合の差額、タクシー・バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代、有料道路料金、謝礼等、お支払いの対象とならない費用があります。

(注9) 当社が使用について承認するレンタカー会社を含みます。

(注10) ガソリン等の燃料代は含みません。

(注11) 盗難により使用できない場合は、盗難された日をいいます。また修理工場の状況や気象状況等、被保険者の責めに帰さない事由により修理工場等までの運搬が困難であると当社が認めた場合は事故日をいいます。

(注12) レンタカー費用特約をセットしている場合は、レンタカー費用特約における保険金日額を限度とします。

被保険者(補償を受けられる方)

<運搬費用保険金、修理後搬送費用保険金、修理後引取費用保険金をお支払いする場合>
次のいずれかに該当する方(注)です。

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車の所有者
- ③ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方

<臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金をお支払いする場合>
ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方(注)

<レンタカー費用保険金をお支払いする場合>
ご契約のお車の所有者

(注) ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた方、搭乗していたとみなされる方、極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

■取り外された部分品・付属品に発生した損害、定着されていない付属品の単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害

■キーの紛失、燃料切れ(電気自動車の電池切れ等を除きます)、法令により禁止されている改造に起因する故障・走行障害、取扱説明書等と異なる使用に起因する故障・走行障害によって発生した損害

■積雪、雨・雪による水たまり、路面の凍結、
わだち
轍または砂地・湿地等が原因で、走行不能となった場合に発生した損害

■ご契約のお車が日常保管されている車庫、駐車場等において発生した損害(臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金のみ)

ロードサービス

ロードサービス費用特約をセットしている場合、当社のロードサービス **おクルマQQ隊** をご提供します。

ただし、移動費用対象外特約をセットしている場合、おクルマQQ隊のうち宿泊サポートQQサービスおよび移動サポートQQサービスを提供しません。

- ご注意**
- おクルマQQ隊をご利用の際は、必ず「おクルマQQ隊専用ダイヤル」へご連絡をお願いします。なお、ご自身でレッカー、宿泊施設や交通機関を手配された場合でも、ロードサービス費用特約の対象となることはありません。
 - 自然災害等により、ロードサービスを提供する者が、ロードサービスの提供・実施が困難と判断した場合にご利用いただけないことがあります。
 - 専用ダイヤルへの入電が一時的に集中した場合や利用対象者の通話音声が悪く不良な状況等により通話ができない場合には、ロードサービスをご利用いただけないことがあります。
 - 部品代・消耗品代等、ロードサービスの対象とならない費用が発生した場合、これらの費用はお客様のご負担となります。また、一部地域（離島など）ではロードサービスをご利用いただけない場合があります。
 - 下記はおクルマQQ隊の概要をご説明したものです。詳しくは『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』に記載の「ロードサービスご利用規約」をご参照ください。

レッカーQQ手配サービス

事故または故障等により走行不能となった場合に、レッカー業者を手配し、レッカーけん引等に必要な費用をお支払いします。ただし、ロードサービス費用特約の対象となる費用については、ロードサービス費用保険金を優先して支払い、レッカーQQ手配サービスでは重ねてお支払いしません。^(注1)

故障トラブル・ガス欠QQサービス

故障やトラブル、ガス欠により走行不能となった場合に、現場で次の応急修理・軽作業を行います。ただし、バッテリー上がりとガス欠は、保険期間中それぞれ1回（保険期間が1年を超える長期契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回）のご利用に限ります。

- バッテリー上がり時のジャンピング
- キー閉じ込み時のドアの解錠
- ガス欠時のガソリン補給（最大10リットル）
- パンク時のスペアタイヤ交換
- 上記以外で、現場で30分以内に完了する応急修理・軽作業^(注2)

（JAF会員向けメリット）お客様がJAF会員の場合は、おクルマQQ隊のサービス範囲を超える作業料金・部品代等を4,000円まで無料とします。

宿泊サポートQQサービス/移動サポートQQサービス

事故または故障等により走行不能となった場合に、次の対応を行います。ただし、レッカーQQ手配サービスのご利用を条件とします。

宿泊サポートQQサービス

事故または故障等の現場からご自宅や出発地までの移動が困難^(注3)な場合は、近隣の宿泊施設をご案内^(注4)し、その宿泊費用を宿泊された方お1人につき15,000円を限度としてお支払いします。ただし、ロードサービス費用特約の対象となる費用については、ロードサービス費用保険金を優先して支払い、宿泊サポートQQサービスでは重ねてお支払いしません。

移動サポートQQサービス

事故または故障等の現場からご自宅や出発地への移動に必要な公共交通機関、タクシー会社をご案内^(注5)し、その交通費^(注6)をお1人につき自己負担額1,000円を差し引いて20,000円を限度としてお支払いします。ただし、ロードサービス費用特約の対象となる費用については、ロードサービス費用保険金を優先して支払い、移動サポートQQサービスでは重ねてお支払いしません。

「走行不能」とは 物理的・機能的に走行不能である状態、またはサイドミラーの脱落等により法令で走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によってスリップする状態、および砂浜または泥道等のために走行が困難な状態を含みません。

- （注1）お客様がJAF会員の場合は、JAFによる15kmまでの無料レッカーけん引サービス等に加えて当社のレッカーQQ手配サービス等をご利用いただけますので、より長距離のレッカーけん引が可能となります。
- （注2）タイヤチェーンの着脱費用、バッテリーの充電費用、パンクの修理費用等はお客様のご負担となります。
- （注3）事故または故障等の現場からご自宅や出発地へ移動することが地理的・時間的に困難であり、宿泊することが合理的である場合に限り、自宅等において走行不能となった場合は対象となりません。
- （注4）宿泊施設のご案内は、走行不能となった場所、時間帯等によっては提供できない場合があります。また、宿泊施設の手配を行うものではありません。
- （注5）公共交通機関、タクシー会社のご案内は、走行不能となった場所、時間帯等によっては提供できない場合があります。また、公共交通機関、タクシー会社の手配を行うものではありません。
- （注6）ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスまたはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超えた場合の差額、タクシーバス等以外の自動車を利用した場合の燃料代、有料道路料金、謝礼金等、お支払い対象とならない費用があります。

事業者にかかわる補償

補償内容

対人賠償使用人災害特約 記名被保険者が事業者（法人または個人事業主）の対人賠償保険付き契約にセットできます。

対人賠償保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、記名被保険者の業務に従事中の従業員が死傷し、法律上の損害賠償責任を負った場合も、対人賠償保険金をお支払いします。^(注1)

（注）労働者災害補償制度によって給付されるべき金額がある場合には、記名被保険者は従業員に制度の利用を促していただく必要があります。

搭乗者傷害事業主費用特約 記名被保険者が事業者（法人または個人事業主）の人身傷害保険または搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約付き契約にセットできます。

ご契約のお車に搭乗中の事故により記名被保険者の役員または従業員がケガをした場合で、事故日からその日を含めて180日以内に死亡したときまたは後遺障害が発生したときに、所定の期間に要した次の費用について、役員または従業員1名につきそれぞれ200万円を限度^(注1)に事業主費用保険金をお支払いします。^(注2)

- 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の、役員または従業員の葬儀に関する費用
- 遠隔地で事故が発生した場合の、役員または従業員の捜索費用、移送費用等の救済者費用
- 事故現場の清掃費用等の復旧費用
- 役員または従業員の代替のための求人・採用等に関する費用
- 労働者災害補償制度による給付または各種年金制度等による給付に関し、社会保険労務士等に相談するために負担した費用^(注3)
- その他、上記以外の費用で役員または従業員の死亡または後遺障害に直接起因して負担した費用

（注1）香典、弔慰金等、役員・従業員またはこれらの遺族に支払われた費用については、次の額を限度とします。

- 死亡、または普通保険約款（別表1）後遺障害等級表の1の第1～2級または（別表1）後遺障害等級表の2の第1～3級に掲げる後遺障害の場合：100万円
- 普通保険約款（別表1）後遺障害等級表の2の第4～7級に掲げる後遺障害の場合：50万円
- 普通保険約款（別表1）後遺障害等級表の2の第8～14級に掲げる後遺障害の場合：30万円

（注2）180日を超えて治療が必要な場合は、医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、事業主費用保険金をお支払いします。なお、記名被保険者の役員または従業員からの請求がある場合には、181日目における医師の診断に基づくことができます。

（注3）10万円を限度とします。

対物賠償非所有管理財物特約 記名被保険者が事業者（法人または個人事業主）の対物賠償保険付き契約にセットできます。ご契約のお車がA種工作車（クレーン・ショベル付）の場合には、セットできません。

対物賠償保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、記名被保険者が取引先等から借りて使用または管理する建物、設備・装置、什器・備品等の財物^(注)に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合も、対物賠償保険金をお支払いします。

（注）商品、現金、貴金属、船舶、車両等は含みません。

被保険者（補償を受けられる方）

記名被保険者です。

保険金をお支払いしない主な場合

対人賠償保険と同じです。

被保険者（補償を受けられる方）

記名被保険者です。

保険金をお支払いしない主な場合



故意・重過失 酒気帯び 疾病・心神喪失 競技 地震・噴火・津波

被保険者（補償を受けられる方）

対物賠償保険と同じです。

保険金をお支払いしない主な場合

対物賠償保険と同じです。

上記に加えて

- 自然の消耗、自然発火、かび、さび、蒸発その他類似の事由によって発生した損害

このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。各補償・特約によっては、他にも保険金をお支払いしない事由に該当するケースがあります。詳細は『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』をご確認ください。

事業者にかかわる補償

補償内容

積載貨物賠償特約

ご契約のお車が「営業用普通貨物車、営業用小型貨物車、営業用軽四輪貨物車」で、記名被保険者が事業者(法人または個人事業主)の対物賠償保険付き契約にセットできます。

※示談交渉サービスはありません。

火災、爆発またはご契約のお車の衝突等の事故によりご契約のお車と同時に、運送中の積載貨物^(注1)に損傷が発生し^(注2)、荷主に対する損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額から免責金額(7万円)を差し引いた額について、500万円を限度に対物賠償保険金をお支払いします。ただし、引越荷物または個人所有の家財については、1点あたり30万円を限度とします。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用

(注1) 現金、貴金属、船舶、車両等は含みません。
(注2) 積載貨物が積み込まれた時(積み込み中は除きます。)から引き渡すための荷卸し作業が始まった時までの事故による損害に限りま。

積載事業用動産特約

ご契約のお車が自家用8車種で、記名被保険者が事業者(法人または個人事業主)の車両保険付き契約にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車の車室内やトランク内に収容等された事業用動産^(注1)に損害が発生した場合に、次の保険金をお支払いします。^(注2)ただし、保険金のお支払いは、保険期間中1回に限りま。^(注4)

●損害の額(修理費等)から免責金額(5,000円)を差し引いた額について、保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 共同海損分担費用

●損害が発生した事業用動産の残存物の取片づけが必要な場合に、取りこし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用の合計額について、損害保険金の10%を限度に残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。

(注1) 商品、什器等、記名被保険者の事業の用に供するために所有する動産、または事業に関連して預託を受けている動産をいいます。なお、現金、船舶、車両等は事業用動産に含みません。
(注2) 車両保険金をお支払いする場合に限りま。
(注3) 保険金のご請求は記名被保険者を經由して行っていただきます。
(注4) 保険期間が1年を超える長期契約の場合は保険年度ごとに1回に限りま。

法人契約の指定運転者特約

記名被保険者が法人のご契約にセットできます。

この特約をセットした場合、法人の代表権を有する方を「指定運転者」として設定することができます。この場合、次の補償が適用されます。

- ①他車運転特約または他車運転(二輪・原付)特約がセットされ^(注1)、指定運転者およびその配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまを被保険者として、同特約で補償される保険金をお支払いします。
- ②指定運転者およびその配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまを被保険者として、ご契約のお車に搭乗中の事故に加え、ご契約のお車に搭乗中以外の自動車事故についても、人身傷害保険金または無保険車傷害保険金をお支払いします^(注2)。

(注1) ご契約のお車の用途車種が自家用8車種または二輪自動車もしくは原動機付自転車の場合に限りま。
(注2) ご契約に人身傷害保険および無保険車傷害特約いずれもセットがない場合を除きます。
※1 人身傷害保険を契約する場合は、自動車事故特約が自動セットされます。
※2 補償内容が同様の保険契約(当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

その他の特約

補償内容

他車運転特約

ご契約のお車が自家用8車種で、記名被保険者が個人のご契約、または法人契約の指定運転者特約がセットされているご契約に自動セットされます。

記名被保険者^(注1)、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、友人・知人等から臨時に借りたお車^(注2)を運転中^(注3)の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償の保険金^(注4)をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。^(注5)^(注6)

(注1) 指定運転者が指定されている場合は、指定運転者となります。
(注2) 自家用8車種の場合に限りま。ただし、次のお車は除きます。
・記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車
・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するお車を自ら運転中の場合は、そのお車
(注3) 駐車中または停車中を除きます。
(注4) 自損傷害特約および無保険車傷害特約をセットしている場合は、それらの保険金を含みます。
(注5) 車両保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。
(注6) この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様です。

※運転者限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故は補償しません。また、運転者年令条件特約をセットした場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。

被保険者(補償を受けられる方)

記名被保険者です。

保険金をお支払いしない主な場合

対物賠償保険と同じです。

上記に加えて



■自然の消耗、自然発火、かび、さび、蒸発その他類似の事由によって発生した損害

被保険者(補償を受けられる方)

事業用動産^(注)の所有者です。

(注) 商品、什器等、記名被保険者の事業の用に供するために所有する動産、または事業に関連して預託を受けている動産をいいます。なお、現金、船舶、車両等は事業用動産に含みません。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

■欠陥・摩滅・腐しよく・さびその他自然消耗、故障損害

被保険者(補償を受けられる方)

- <他車運転特約・他車運転(二輪・原付)特約が適用される場合>
- <他車運転特約・他車運転(二輪・原付)特約に記載の被保険者のうち、「記名被保険者」を「指定運転者」と読み替えます。>
- <人身傷害保険の保険金をお支払いする場合で、かつ自動車事故特約が適用される場合>
- <自動車事故特約に記載の被保険者のうち、「記名被保険者」を「指定運転者」と読み替えます。>
- <無保険車傷害特約が適用される場合>
- ①指定運転者 ②指定運転者の配偶者
- ③「指定運転者またはその配偶者」の同居の親族
- ④「指定運転者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ⑤①~④以外の方で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗の方

保険金をお支払いしない主な場合

<他車運転特約・他車運転(二輪・原付)特約・自動車事故特約・無保険車傷害特約が適用される場合>
他車運転特約・他車運転(二輪・原付)特約・自動車事故特約・無保険車傷害特約と同じです。

被保険者(補償を受けられる方)

<対人賠償保険、対物賠償保険の保険金をお支払いする場合>
次のいずれかに該当する方です。

- ①記名被保険者またはその家族^(注1)
- ②①に該当する方が責任無能力者である場合は、その親権者、および監督義務者等

<人身傷害保険、車両保険、無保険車傷害特約の保険金をお支払いする場合>
ご契約のお車が臨時に借りたお車となるほか、それぞれの補償および特約の被保険者と同じです。

<自損傷害特約の保険金をお支払いする場合>

臨時に借りたお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中^(注2)の記名被保険者またはその家族^(注1)です。

(注1) 「家族」とは、記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族、および「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまをいいます。
(注2) 極めて異常かつ危険な方法で臨時に借りたお車に搭乗中の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、車両保険、およびその他の特約の規定を適用します。

上記に加えて

■運転者の使用者の業務のために、使用者が所有する自動車を運転中に発生した損害

このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。各補償・特約によっては、他にも保険金をお支払いしない事由に該当するケースがあります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。

その他の特約

補償内容

他車運転 (二輪・原付)特約

ご契約のお車が自家用二輪自動車または原動機付自転車で、記名被保険者が個人のご契約、または法人契約の指定運転者特約がセットされているご契約に**自動セット**されます。

記名被保険者^(注1)、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、友人・知人等から臨時に借りたバイク^(注2)を運転中^(注3)の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険のうちご契約にセットされている補償の保険金^(注4)をお支払いします。また、臨時に借りたバイクの保険に優先して保険金をお支払いすることができます。^(注5)

- (注1) 指定運転者が指定されている場合は、指定運転者とします。
- (注2) バイクとは二輪自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、次のバイクは除きます。
 - ・記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するバイク
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するバイクを自ら運転中の場合は、そのバイク
- (注3) 駐車中または停車中を除きます。
- (注4) 自損傷害特約および無保険車傷害特約をセットしている場合は、それらの保険金を含みます。
- (注5) この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様です。

- ※1 運転者年令条件特約をセットした場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。
- ※2 ご契約に車両保険をセットされている場合でも、臨時に借りたバイクに発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。

臨時代替自動車特約 **すべてのご契約に自動セット**されます。

ご契約のお車が整備、修理、点検等のために使用できない間に、記名被保険者が臨時に借りたお車^(注1)を使用中の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償の保険金^(注2)をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。^{(注3)(注4)}

- (注1) ①～③の方が所有するお車を除きます。
 - ① 記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま
 - ② 上記①の役員
 - ③ 上記①の使用者
 - (注2) 自損傷害特約および無保険車傷害特約をセットしている場合は、それらの保険金を含みます。
 - (注3) 車両保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。
 - (注4) この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を使用中の事故の場合と同様です。
- ※運転者限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故は補償しません。また、運転者年令条件特約をセットした場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。

ファミリーバイク (人身傷害型)特約

ご契約のお車が自家用8車種または自家用二輪自動車、記名被保険者が個人の人対人・対物賠償保険および人身傷害保険付きノンフリート契約にセットできます。

ファミリーバイク (自損・無保険車傷害型)特約

ご契約のお車が自家用8車種または自家用二輪自動車、記名被保険者が個人の人対人・対物賠償保険および人身傷害保険(または自損傷害特約・無保険車傷害特約)付きノンフリート契約にセットできます。

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、原動機付自転車^(注1)を運転中等の事故について、次の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた原動機付自転車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。

特約名	相手への賠償		おケガの補償		
	おケガの賠償	モノの賠償	自損事故 ^(注2)	無保険車 ^(注3) との事故	左記以外の事故(相手に過失がある事故など)
ファミリーバイク(人身傷害型)特約	○	○	○ (人身傷害保険の保険金)		
ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約	○ (対人賠償保険の保険金)	○ (対物賠償保険の保険金)	○ (この特約で定める自損傷害保険金)	○ (この特約で定める無保険車傷害保険金)	×

- (注1) 臨時に借りた原動機付自転車を含みます。
- (注2) 自賠償保険等または政府の保障事業からお支払いを受けられない事故(相手に過失がない事故、歩行者・自転車との事故や相手に過失がない事故など)をいいます。
- (注3) 対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。
- ※1 ご契約に車両保険をセットしている場合でも、原動機付自転車に発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。
- ※2 この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。
- ※3 ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約でお支払いする「自損傷害保険金」および「無保険車傷害保険金」の内容については、『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。

ファミリーバイクとは原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)をいいます。詳しくは「用語のご説明」P33の「原動機付自転車」をご覧ください。

被保険者(補償を受けられる方)

<対人賠償保険、対物賠償保険の保険金をお支払いする場合>
次のいずれかに該当する方です。

- ① 記名被保険者またはその家族^(注1)
- ② ①に該当する方が責任無能力者である場合は、その親権者、および監督義務者等

<人身傷害保険、無保険車傷害特約の保険金をお支払いする場合>
ご契約のお車が臨時に借りたバイクとなるほか、それぞれの補償および特約の被保険者と同じです。

<自損傷害特約の保険金をお支払いする場合>

臨時に借りたバイクの正規の乗車装置に搭乗中^(注2)の記名被保険者またはその家族^(注1)です。

- (注1) 「家族」とは、記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族、および「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまをいいます。
- (注2) 極めて異常かつ危険な方法で臨時に借りたバイクに搭乗中の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、およびその他の特約の規定を適用します。

上記に加えて

- 運転者の使用者の業務のために、使用者が所有するバイクを運転中に発生した損害

被保険者(補償を受けられる方)

<対人賠償保険、対物賠償保険の保険金をお支払いする場合>
次のいずれかに該当する方です。

- ① 記名被保険者またはその家族^(注1)
- ② ①に該当する方の役員
- ③ ①に該当する方の従業員
- ④ ①～③に該当する方が責任無能力者である場合は、その親権者、および監督義務者等

<人身傷害保険、車両保険、無保険車傷害特約、自損傷害特約の保険金をお支払いする場合>

ご契約のお車が臨時に借りたお車となるほか、それぞれの補償および特約の被保険者と同じです。

- (注1) 「家族」とは、記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族、および「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまをいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、車両保険、およびその他の特約の規定を適用します。

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方です。

- ① 記名被保険者またはその家族^(注1)
- ② ①に該当する方が責任無能力者である場合は、その親権者、および監督義務者等。ただし、対人賠償保険、対物賠償保険の保険金をお支払いする場合には限ります。

- (注1) 「家族」とは、記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族、および「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまをいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、自損傷害特約、無保険車傷害特約、およびその他の特約の規定を適用します。

上記に加えて

- 被保険者が所有・使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務のために従業員が運転中に発生した損害
- 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車を、使用者の業務のために被保険者が運転中に発生した損害

このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。各補償・特約によっては、他にも保険金をお支払いしない事由に該当するケースがあります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。

その他の特約

補償内容

弁護士費用(自動車事故型)特約

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約と同時にセットできません。

自動車事故^(注1)によって死傷したこともしくは財物に損害を受けたことについて相手の方に損害賠償請求を行う場合、またはご契約のお車等の事故^(注2)によって被保険者に法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず相手の方から損害賠償請求をされた場合に、弁護士・損害賠償請求等費用^(注3)や法律相談費用を負担^(注4)したときに、次の保険金をお支払いします。

- 実際に負担した弁護士・損害賠償請求等費用^(注3)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。
- 弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

- (注1) 自動車にかかわる事故(ご契約のお車が衝突された、歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。
 (注2) 記名被保険者が個人の場合は、ご契約のお車および、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有、使用または管理する自動車による事故をいいます。
 (注3) 委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいい、費用ごとに特約に定める金額を限度とします。
 (注4) 弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限ります。

※1 記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車に搭乗していない従業員等は被保険者に含まれません。

※2 記名被保険者が個人の場合は、ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有する自動車も補償の対象となります。この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

記名被保険者が個人のご契約にセットできます。弁護士費用(自動車事故型)特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約、自転車賠償特約と同時にセットできません。

日常生活事故^(注1)および自動車事故^(注2)によって死傷したこともしくは財物に損害を受けたことについて相手の方に損害賠償請求を行う場合、またはご契約のお車等の事故^(注3)によって被保険者に法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず相手の方から損害賠償請求をされた場合に、弁護士・損害賠償請求等費用^(注4)や法律相談費用を負担^(注5)したときに、次の保険金をお支払いします。

- 実際に負担した弁護士・損害賠償請求等費用^(注4)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。
- 弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

- (注1) 日本国内で発生した日常生活全般の事故(歩行中に走ってきた人に衝突されケガをした等)をいいます。
 (注2) 自動車にかかわる事故(ご契約のお車が衝突された、歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。
 (注3) ご契約のお車および、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有、使用または管理する自動車による事故をいいます。
 (注4) 委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいい、費用ごとに特約に定める金額を限度とします。
 (注5) 弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限ります。

※ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有する自動車も補償の対象となります。この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

身体の障害または財物の損害を伴わない日常生活の事故については対象となりません。

弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約

記名被保険者が個人のご契約で、自転車賠償特約付き契約にセットできます。弁護士費用(自動車事故型)特約、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約と同時にセットできません。

自転車事故^(注1)および自動車事故^(注2)によって死傷したこともしくは財物に損害を受けたことについて相手の方に損害賠償請求を行う場合、またはご契約のお車等の事故^(注3)によって被保険者に法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず相手の方から損害賠償請求をされた場合に、弁護士・損害賠償請求等費用^(注4)や法律相談費用を負担^(注5)したときに、次の保険金をお支払いします。

- 実際に負担した弁護士・損害賠償請求等費用^(注4)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。
- 弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

- (注1) 日本国内で発生した自転車にかかわる事故(自転車同士で衝突した、歩行中に自転車に衝突された等)をいいます。
 (注2) 自動車にかかわる事故(ご契約のお車が衝突された、歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。
 (注3) ご契約のお車および、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有、使用または管理する自動車による事故をいいます。
 (注4) 委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいい、費用ごとに特約に定める金額を限度とします。
 (注5) 弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限ります。

※ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有する自動車も補償の対象となります。この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

被保険者(補償を受けられる方)

自動車事故については、次のいずれかに該当する方^(注1)です。

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- ④「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ⑤①～④以外の方で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
- ⑥①～⑤以外の方で、①～④の方が運転中^(注2)のご契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
- ⑦①～⑥以外の方で、ご契約のお車の所有者^(注3)

<弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約で日常生活被害事故について保険金をお支払いする場合、および弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約で自転車被害事故について保険金をお支払いする場合>

上記①～④のいずれかに該当する方^(注1)です。

- (注1) 極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に搭乗中の方、および業務として自動車を受託している自動車取扱業者の方を除きます。
 (注2) 運転中とは、駐車中または停車中を除きます。
 (注3) ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する自動車事故の場合に限ります。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

- 台風、洪水、高潮によって発生した損害
- 財物の欠陥・自然の消耗・さび・腐しよく等によって発生したその財物自体の損害
- 被保険者が所有・使用または管理する財物のうち、被保険者が搭乗中の自動車に積載されていない財物に発生した自動車事故^(注)による損害

(注) 弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約の場合、自転車事故を含みます。

- 業務に使用される財物および業務に関連して受託した財物(自動車および自動車の積載中の財物を除きます。)に発生した損害
- 婚姻、離婚、親権、扶養または相続、売買、金銭消費貸借契約、委任、サービス・役務の提供またはその他の契約等にかかわる

債務の不履行、名誉毀損、肖像権またはプライバシーの侵害等の人格権の侵害等の事由にかかわる場合(弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約の場合)

このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。各補償・特約によっては、他にも保険金をお支払いしない事由に該当するケースがあります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。

その他の特約

補償内容

日常生活賠償特約 記名被保険者が個人のノンフリート契約にセットできます。自転車賠償特約と同時にセットできません。

対象事故	保険金額	示談交渉サービス
日本国内事故 示談交渉サービス付 ※電車等運行不能賠償補償あり	無制限	あり
日本国外事故	3億円	なし

日本国内・日本国外における日常生活の事故により、他人を死傷させること、他人の財物に損害を与えること、または日本国内で誤って線路へ立ってしまったことなどが原因で電車等^(注1)を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、日常生活賠償保険金をお支払いします。保険金額は日常生活の事故が日本国内で発生した場合は「無制限」、日本国外で発生した場合は「3億円」です。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

損害防止費用 | 権利保全行使費用 | 緊急措置費用 | 示談交渉費用 | 争訟費用

(注) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

※この特約をセットした自動車保険や、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

自転車賠償特約

示談交渉サービス付^(注) 記名被保険者が個人のノンフリート契約にセットできます。日常生活賠償特約と同時にセットできません。

日本国内における自転車搭乗中の自転車の運転に起因する事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、自転車賠償保険金をお支払いします。保険金額は「無制限」です。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

損害防止費用 | 権利保全行使費用 | 緊急措置費用 | 示談交渉費用 | 争訟費用

(注) 日本国内で発生した事故のみ対象です。

※この特約をセットした自動車保険や、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

対人賠償保険または対物賠償保険付き契約に**自動セット**されます。

ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象や動作により他人を死傷させた場合、他人の財物に損害を与えた場合、または誤って線路へ立ってしまったことなどが原因で電車等^(注1)を運行不能にさせた場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったと当社が認めるときに被保険者が被害者救済費用^(注2)を負担することによって被る損害について、被害者救済費用保険金をお支払いします。^(注3)ただし、ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限り、また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

権利保全行使費用 | 調査折衝費用

(注1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

(注2) 自動車製造業者等が被害者等に発生した損害を賠償するとしてした場合に、その自動車製造業者等が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当社が認める費用をいいます。

(注3) この保険契約に適用される他の特約において対人賠償保険金または対物賠償保険金がお支払いできない場合、この特約により被害者救済費用保険金をお支払いできることがあります。

心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

対人賠償保険または対物賠償保険付き契約に**自動セット**されます。

ご契約のお車の使用に起因して、他人を死傷させた場合、他人の財物に損害を与えた場合、または誤って線路へ立ってしまったことなどが原因で電車等^(注1)を運行不能にさせた場合で、ご契約のお車の運転者が心神喪失等であったために、その運転者に法律上の損害賠償責任がなかったと当社が認めるときに、被害者^(注2)が被る損害^(注3)について、被害者救済費用保険金をお支払いします。^(注4)

(注1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

(注2) 被害者とは、事故により死傷した者、事故により所有する財物に損害を被った者または電車等を運行不能にされた者をいいます。

(注3) ご契約のお車の運転者が被害者に発生した損害を賠償するとしてした場合に、その運転者が支払うべき損害賠償金の額として、当社の認める額とします。

(注4) この保険契約に適用される他の特約において対人賠償保険金または対物賠償保険金がお支払いできない場合、この特約により被害者救済費用保険金をお支払いできることがあります。

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方です。

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- ④「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ⑤①～④のいずれかの方が責任無能力者である場合は、その親権者、および監督義務者等

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

■航空機、船舶・車両または銃器の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任を負うことにより発生した損害

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方です。

- ①ご契約のお車の運転者で次のいずれかの方
 - ・記名被保険者
 - ・記名被保険者の配偶者
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
 - ②①以外で記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を運転中の方^(注)
 - ③ご契約のお車の運転者がいない状態で人身事故または物損事故が発生した場合は、ご契約のお車の所有者
- (注) 自動車取扱業者の方が業務として受託してご契約のお車を使用または管理している間を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

■台風、洪水、高潮によって発生した損害

■次のいずれかに該当する方などが死傷された場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する財物が損壊した場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
- ③ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限り。

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方です。

- ①人身事故により死傷された方^(注1)
 - ②物損事故により所有する財物を損壊された方または電車等^(注2)を運行不能にされた方
- (注1) 事故後に生まれたこれらの方の胎児を含みます。
(注2) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

■台風、洪水、高潮によって発生した損害

■次のいずれかに該当する方などが死傷された場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する財物が損壊した場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
- ③ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限り。

このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。各補償・特約によっては、他にも保険金をお支払いしない事由に該当するケースがあります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。

用語のご説明

このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

用語	説明	用語	説明
ア行 オプションの特約	事業活動に伴うリスクやニーズに応じてお選びいただける特約です。	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
カ行 解約日	保険期間の途中で保険契約が解約された日をいいます。	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
基本的な補償	事故にあわれた場合に、多くの方のニーズに応える基本となる補償をセットした、当社がおすすめるご契約の基本プランです。※「基本的な補償」以外でご契約いただくこともできます。詳しくはP7をご覧ください。	全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合、ご契約のお車が盗難 ^(注1) された場合、または修理費が協定保険価額 ^(注2) 以上となる場合をいいます。 (注1)ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。 (注2)保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいいます。 ※1 車両価額協定保険特約の不適用に関する特約をセットした場合は、損害の額または修理費が時価額以上となる場合をいいます。 ※2 地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約については、上記と異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方 ^(注) で、保険証券・保険契約継続証に記載された被保険者をいいます。 (注)主に使用される方とは、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。	夕行 治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下(原動機の総排気量が50cc超125cc以下または定格出力が0.60キロワット超1.00キロワット以下の側車付の二輪車は除きます。)のものをいい、その他のもの場合は原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 ^(注) のないものを除きます。 (注)脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等により客観的に証明できる異常所見をいいます。	ナ行 入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券・保険契約継続証の「ご契約のお車」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。	ノンフリート契約	所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険契約(自動車共済を除きます。)があり合計台数が9台以下の保険契約者が締結するご契約をいいます。
ご契約のお車の所有者	ご契約のお車を所有する方をいいます。ただし、ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合はその買主、ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約(リース契約)により貸借されている場合はその借主をいいます。	八行 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
ご契約のお車を所有する方	車両保険により補償を受けられる方(車両保険の被保険者)をいいます。通常、自動車検査証の所有者欄に氏名または名称が記載されている方をいいます。	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
サ行 時価額	損害が発生した地および時における同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同じ損耗度 ^(注) の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注)時間の経過もしくはは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。	フリート契約	所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険契約(自動車共済を除きます。)があり合計台数が10台以上の保険契約者が締結するご契約をいいます。
自家用8車種	用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券・保険契約継続証記載の保険期間をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
事故有係数適用期間	「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日時点における残り年数) ^(注) のことをいいます。 (注)事故有係数適用期間が0年の場合は、「無事故」の割増引率を適用します。	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
修理費	損害が発生した地および時において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費 ^(注) をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、当社が部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (注)事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、消費税を含みます。なお、これ以外の格落ち等による損害は含みません。	保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。
		保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
		マ行 満期日	保険期間の末日をいいます。
		未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
		免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
		ヤ行 用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」および「自動車の種別」とは異なり、当社が定める区分表によるものとします。

万一、継続手続きを忘れてしまった場合

継続手続特約をセットした場合、長期のお出かけなどで継続手続きを忘れたときでも補償を継続します。

- □座振替等のキャッシュレスでご契約いただく場合、満期時における継続手続きを忘れたこと等により補償がなくなること
を防ぐために、継続手続特約がセットできます。
※1 ノンフリート多数割引が適用されるご契約等、セットできない場合があります。
※2 フリート契約にはセットできません。
- 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨のご連絡^(注1)を行わず、かつお客さまから継続する・しないについて申出がない場合(お客さまと連絡が取れない場合等)は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の□座振替等も行います。^(注2)ただし、自動的に継続した場合でも、ご契約条件等を確認させていただくため、ご連絡が取れ次第、取扱代理店とのお手続きが必要になります。
(注1) 過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。
(注2) 所定の期日までに保険料が払い込まれなかった場合は、自動的に継続しません。
- 当社での継続を希望されない場合は、あらかじめ取扱代理店または当社にご連絡ください。

保険のできるエコ、はじめよう

eco保険証券と**Web**約款をおすすめします!



eco保険証券とWeb約款は、パソコンやスマートフォン等を利用して、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)でご契約内容や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご覧ください。ご契約いただける仕組みです。

ご契約時のご選択	概要
eco保険証券・Web約款	書面の保険証券・保険契約継続証と『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』はお届けしませんが、代わりに「eco保険証券」のご利用方法を記載した『ご契約内容 確認方法のご案内(eco保険証券専用ハガキ)』(以下『専用ハガキ』といいます。)をお届けします。『専用ハガキ』に記載のご利用方法に沿って、当社ホームページから「お客さまWebサービス」の利用登録を行い、ご契約内容をご確認ください。
Web約款	書面の『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』はお届けしませんが、書面の保険証券・保険契約継続証はお届けします。

「eco保険証券・Web約款」や「Web約款」を新たにご選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。

※1 法人のご契約者さま向けには「法人eco保険証券」をご用意しています。詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

※2 一部のご契約については、eco保険証券とWeb約款をご選択いただくことができません。

ご注意いただきたい事項

〈ご契約について〉

- 保険期間は1年間です。また、1年を超える長期契約や1年に満たない短期契約もご契約可能です。
- 保険金額は、補償の種類ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。
- 満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

〈共同保険の場合について〉

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。(なお、共同保険の引受保険会社およびそれぞれの会社の引受割合は決定次第ご案内します。)

〈取扱代理店について〉

- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領取・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

〈個人情報について〉

- ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

〈引受保険会社の経営が破綻した場合について〉

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

三井住友海上は事業者の皆さまをトータルサポートします！

事業活動にかかわる自動車のリスクをカバー！



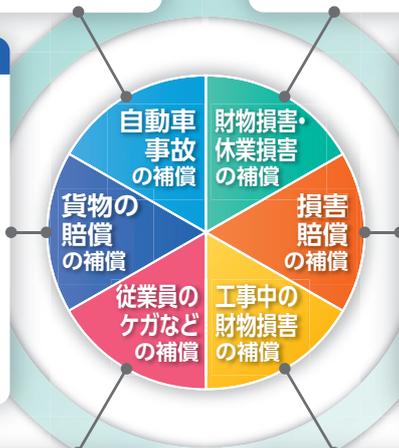
事業活動にかかわる財物損害・休業損害リスクをカバー！



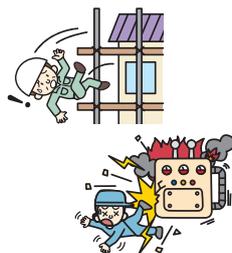
貨物輸送にかかわる損害賠償のリスクをカバー！



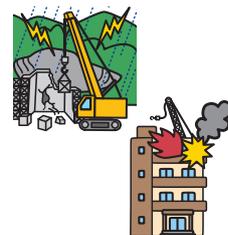
事業活動にかかわる損害賠償のリスクをカバー！



事業活動にかかわる従業員のケガなどのリスクをカバー！



工事ににかかわる財物損害のリスクをカバー！



※商品ラインナップ等の変更により、ご案内する商品が変更となる場合があります。

このパンフレットは、『自動車保険一般用』(一般自動車総合保険)の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。

充実のロードサービス おクルマQQ隊専用ダイヤル 0120-096-991(無料)

おクルマ QQ隊



Ecoマーク認定自動車保険

お客さまとともに地球環境保護に取り組んでいます。

「eco保険証券・Web約款の推進」による紙の使用量の削減「リサイクル部品活用」による自動車修理など
Ecoマーク認定番号 第10147006号

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

【受付時間】 平日 9:00~20:00
土日・祝日 9:00~17:00

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00~19:00になります。

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は 365日

0120-258-365(無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808【ナビダイヤル(有料)】

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/)

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末年始は休業させていただきます)
※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00~19:00になります。
https://www.ms-ins.com